

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 5 号 ＞

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月21日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 平成20年3月21日 金曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後5時00分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人からの意見聴取について（沖縄盲学校を「視覚特別支援学校」として存続を求める問題について）
- 2 参考人からの意見聴取について（陳情第33号について）
- 3 乙第8号議案 沖縄県立県民アートギャラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 4 乙第9号議案 沖縄県公害審査会の紛争処理の手續に要する費用に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第10号議案 沖縄県介護福祉士等修業資金貸与条例の一部を改正する条例
- 6 乙第12号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例
- 7 乙第13号議案 沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第15号議案 沖縄県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
- 9 乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 10 乙第19号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例
- 11 乙第20号議案 沖縄県奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 12 乙第24号議案 損害賠償額の決定について

13 陳情平成16年第49号、同第58号、同第59号の2、同第68号、同第127号、同第129号、同第132号、同第133号、同第137号、同第140号、陳情平成17年第2号、同第5号、同第13号、同第76号、同第77号、同第113号、同第129号、同第156号、同第158号、同第159号、同第171号の3、同第173号、同第178号、陳情平成18年第4号、同第24号、同第25号、同第26号、同第31号、同第35号、同第37号、同第42号の2、同第43号、同第44号の3、同第64号、同第67号、同第69号の2、同第71号、同第72号、同第81号、同第84号、同第91号から同第93号まで、同第98号、同第113号、同第123号、陳情平成19年第4号、同第17号、同第19号、同第23号、同第25号、同第26号、同第28号、同第29号、同第32号、同第34号、同第36号、同第37号、同第40号、同第41号、同第43号、同第45号、同第50号、同第52号の3、同第54号、同第58号、同第61号、同第63号、同第65号、同第69号の3、同第73号、同第77号から同第80号まで、同第87号、同第97号の2、同第99号、同第100号、同第102号、同第112号、同第117号、同第125号、同第128号、同第129号、同第152号、同第154号、同第155号、同第156号、同第158号、同第159号、陳情第4号、第5号、第8号、第9号、第14号から第16号まで、第18号、第21号、第24号、第26号の3、第28号、第32号及び第33号

14 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	前島明男君
副委員長	辻野ヒロ子君
委員	仲田弘毅君
委員	親川盛一君
委員	伊波常洋君
委員	仲里利信君
委員	狩俣信子君
委員	兼城賢次君
委員	比嘉京子君
委員	前田政明君
委員	赤嶺昇君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (沖縄盲学校を「視覚特別支援学校」として存続を求める問題について)

沖縄盲学校の未来を考える会長 仲川 福俊 君

(参考人) (陳情第33号について)

沖縄ろう学校PTA会長 洲 鎌 八重子 君

(補助者) (沖縄盲学校を「視覚特別支援学校」として存続を求める問題について)

県立沖縄盲学校生徒保護者代表 安 室 悦 子 君

県立沖縄盲学校生徒保護者代表 平 良 真由美 君

県立沖縄盲学校退職教諭代表 山 城 初 子 君

県立沖縄盲学校教諭代表 新 垣 京 子 君

沖縄盲学校の未来を考える会事務局職員 中 本 与 一 君

沖縄盲学校の未来を考える会事務局職員 福 里 実 君

(補助者) (陳情第33号について)

沖縄県聴覚障害者協会会長 比 嘉 豪 君

沖縄県聴覚障害児を持つ親の会長 真栄城 守信 君

県立沖縄ろう学校生徒保護者 大 濱 美 和 君

県立沖縄ろう学校同窓会員 我喜屋 健 君

県立沖縄ろう学校教諭 船 越 裕 輝 君

○前島明男委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第18号議案から乙第20号議案まで及び乙第24号議案の10件、陳情平成16年第49号外104件、参考人からの意見聴取について及び閉会中継続審査(調査)についてを一括して議題といたします。

まず初めに、参考人からの意見聴取について審査を行います。

参考人からの意見聴取につきましては、去る2月28日及び3月18日に開催した委員会での決定事項に基づき、本委員会所管事務調査事項教育及び学術文化についてに係る沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求める問題について及び陳情第33号沖縄ろう学校を聴覚特別支援学校として存続を求める陳情について、今後の委員会審査の参考にするため、陳情者等を参考人として招致し、説明を求めることになっております。

まず初めに、沖縄盲学校の未来を考える会長仲川福俊氏から説明を求めます。
休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、その後参考人から補助者の出席及び説明の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た)

○前島明男委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○前島明男委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、招致の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員

に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、仲川福俊参考人から、県立沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求める問題について簡潔に御説明をお願いいたします。

仲川福俊参考人。

○仲川福俊参考人 県立沖縄盲学校の未来を考える会を代表してお話をいたします。私たちの会は、今回の編成整備計画案が出された後、県立沖縄盲学校が視覚障害者と知的障害者の教育を行う併設型の特別支援学校となることに対して不安と懸念を感じ、県立沖縄盲学校に通う保護者、同窓生、元教師、現役教師の有志が集まり、今年の1月18日に結成をいたしました。これまで2カ月半、2月13日には県議会議長あて陳情書を提出いたしました。前島明男委員長、前田委員も立ち会ってくださり、ありがとうございます。また、会派室へまいりました際には、先生方の話を聞いてくださり、また丁寧な対応もありがとうございました。2月17日には沖縄県視覚障害者福祉協会の場を借りまして、総決起大会を行い、180名の全会一致でアピールを採択いたしました。現在、県民、全国の方へ署名もお願いしているところですが、このように3万7000筆も超える協力をいただきました。昨日もパレット久茂地前の広場において、呼びかけたところ多くの声をいただき、心強く感じております。本日は私たちの県立沖縄盲学校、または視覚障害教育について説明する機会を与えてくださり、感謝申し上げます。私ごとで恐縮ではありますが、私は伊平屋村の出身で寄宿舎から通学してきました。あのころちょうど寄宿舎は、県立沖縄盲学校と県立沖縄ろう学校が廊下を挟んで設置されていまして。見えない者と聞こえない者ですから、よくぶつかってしまうことからけんかになったりしました。小学部のころは、点字を覚えて、読むために練習に明け暮れました。これから視覚障害の社会参加で大きな壁は単独歩行です。私も学生時代、白杖を使った歩行訓練を受けました。白杖は足元の段差や障害物を回避するもので、歩行者や車の運転手の皆さんに視覚障害を気づかせるシンボルでもあります。つえの長さの分だけしか確認できませんので、穴に落ちたり、電信柱などにぶつかったりした失敗は何度もあります。外を歩くことは簡単ではありません、命がけです。目的地を目指して、集中して歩くのです。専攻科において3年間、鍼灸マッサージを学び、あんまマッサージ、指圧師、はり師、きゅう師の免許を習得し、病院に就職いたしました。それから現在まで勤務しておりますが、医療にかかわってきた充実感と県民の健康保持増進に少しでもお手伝いできたのではないかと振り返っております。これからも県立沖縄盲学校は視覚障害教育の場として、私たち卒業生の母校として、単独型の視覚特別支援学校であり続けてほしいと願

っております。最後ですが、県立沖縄盲学校を視覚特別支援学校として存続を求めています。陳情内容につきましては、皆さんが御承知のとおりだと思いますので、具体的なことは御質疑に答えながら説明させていただければ幸いです。

○前島明男委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 きょうは皆さんの生の率直な声を聞くということで、お集まりいただいております。ですから、私たちも文教厚生委員会で教育委員会からの話は聞いているのですが、皆さんが視覚障害者の単独校として、ぜひ存続したいという気持ちとか、そこで学んで来た方、また親としての体験なども率直にお聞かせいただけたらと思っております。まず、特別支援教育ということでスタートしようとしていることなのですが、県立沖縄盲学校として、今まで目が完全に見えない人とか、途中で入ってくる方とか、弱視の方、今に至っては重複の障害を持った方、子供たちも入ってきて全部に対応しなくてはいけないわけですね。そこらあたりの御苦労とか、センター的機能という話もありますが、そこらあたりをもうちょっとわかりやすく御説明いただけますでしょうか。

○山城初子補助者 私は退職してからやがて10年になろうとしていますが、その間、視覚障害者との縁が切れなくて、専門性を持っているということで、それにそれが少ないものですから、あちらこちらから声がかかってきて、ちょうど1997年に始まったときに浦添市の初めての特別支援教育のコーディネーターを教育委員会内に設置して、親と教育委員会と色々な調整、子供の見方も親たちもわからないでやっているという中でやってきて、今まで専門学校の視覚障害者の対応をすとか、県立陽明高等学校など他学校に福祉専科がありますので、そういういろんなことがあって、私は退職しても視覚障害者との縁が切れなくずっとかかっています。その関係で私はここに来ています。狩俣委員がおっしゃるのは、本当に盲学校というのは、目の見えない小さな子供、最近では特別支援教育と言われているので、私たちはサービスとして0歳から、

そして親が連れてくるので教育相談を自分たちで積極的にやっていたんです。それが今度は特別支援教育になりますので、これを組織的に学校の任務としてやりなさいということもきていますね。そういう子供から教育相談、幼稚部、小学部、中学部、高等部の普通科、専攻科と多岐にわたっています。私は小学校の教員ですから、23年間も県立沖縄盲学校にいて、肢体不自由の学校へ行き、それから知的障害の養護学校へ行って、また盲学校に戻ってきてということをやっていますが、県立沖縄盲学校だけで36年の経験のうち23年間県立沖縄盲学校におります。県立沖縄盲学校に23年も勤めるということはとても考えられないことですよ。あのときには県立沖縄盲学校の先生もなれていなくて、全くわからないまま私たちは来たのです。そこで自分たちでパスポートを持って本土へ行くとか、こちらには勉強する場がないわけです。盲学校と聾学校しかなかったですから。そういったような所から来て、本当に専門性も何もないけれども点字をやらないといけない。子供たちが歩けないので歩行もしないといけない。けれどもこれは組織的に何もわからないわけです。そういうことで幼稚部、私は来た時期に小学校を見ましたが、私が後に県立沖縄盲学校へ来たときには、盲学校の教育のいろんなニーズがいっぱいあるわけです。だから五、六年の時間ではとてもできない。幼稚部の教育相談をする先生方も怖がってやらないわけです。しかも、重複障害児ということで、北城ろう学校ができました、風疹で。そういった子供が、耳も聞こえない、目も見えない子供が聾学校からは目が見えないから、盲学校だと言われるし、盲学校から知的にもおくられているから聾学校と言われて、たらい回しにしていた時代で、義務化ではないんです、本当に障害児が義務化になったのは昭和54年に義務化になっているんです。そこから結局は、障害児教育元年なんです。普通の教育とは大分差があるわけです。それをさらに私たちは普通の教育の免許を持って盲学校へ来たわけですから、そういうことでいろんな障害に対応していかなければならないので、専門性というのは大変難しいことです。歩行、点字に行き着くところも、点字も簡単にさわることさえ、子供たちは嫌がるんです、怖がって。音が出て、おもちゃ遊びでも教えてあげて、一緒に遊んで経験を積ませてあげなければ子供は覚えていかないんです。そういうように小さいときから親も指導する。親が放心しているわけです。目の見えない子供を産んでしまっ、一体どうするか。今は障害児教育も進んできているので、情報もいっぱい出てきているのですが、死ぬ思いをした親が何名いたか。そういう人たちのカウンセリングもしながら、親に子供の対応を教える。教えながら子供がやることを親に見てもらって覚えてもらうとか、そういうようにやってきました。専門性というのは、子供と顔を合わせて対応して初めて専門性というのは育つんです。資

料も参考書もたくさん出てきています。これを読んで、あるいは講義を受けてやるというのは、とても難しいことです。今、狩俣委員から出てきたものは、やはりいろんなものに対応していくということですが、知的障害のこともありはしますが、そことどう違うかというのは後でまた御質疑していただきたいのですが、こういうように盲教育の専門性というのは、歩行そのものも、こちらに座っている人たちも、昭和46年から普通教育は各教科、国語、算数、理科、社会とありますが、これも準じた教育をやるわけです。それから特別教育活動や道徳というのは、代用の領域ということで養護訓練というのは、昭和46年からやったんです。というのは、自立が—この3つでは自立ができない。ということ、4の領域をつくったんです。今、自立活動と言っておりますが、その4の活動は歩行、点字、コミュニケーションをスムーズにしていくとか、そういういろいろな子供の自立、日常生活の指導、食べること、目が90%ぐらい情報を提供するのに目が見えないわけですから、御飯も上手に食べていると思ってものはしの使い方など、これから全部始めるんです。そういうように、日常生活の指導も整理整頓も、子供たちはどこに何が置いてあるかわからなかったら仕事ができない。教科書の並べ方や洋服の畳み方、着脱も、そして今、重複障害児がどんどん入ってきているんです。未熟児網膜症という者が多く、昔だったら淘汰されていた子供たちが、医療が発達したために500グラムでも生きるんです。私が見た子供で350グラムという手のひらに乗る子供で育ったんです。そういう子の親は、しかも双子で、どうしていいかわからない。心神喪失の状態です。県立沖縄盲学校に来るんです。そういう子供から本当に1から子育ての親指導から始まっていくわけですから。専門学校の専門性というのは一朝一夕にはできない。私は、知的障害児もとても大好きです。親とも仲よしです。だけど育ち方が違います。ですから、盲学校は特化でなければいけないと思っております。

○狩俣信子委員 0歳児からの親から御相談を受けるという話を聞いて、本当に大変だという思いがあります。この子供たちを育てていく中で、学校も大変で、御家庭も大変という。今、専門性の話が出てきましたが、それはどのように専門性のある人材を育成していくのかという、そこらあたりも御苦労があるかと思うのですが、今の沖縄の現状というのはどうなっていますか。

○山城初子補助者 専門性というのは、沖縄には盲学校はただ1つなんです。ですから、校内で全盲の点字教育、先ほど言いましたが小中高という育ちの違いがいっぱいあるにもかかわらず、また弱視、全盲、重複障害児など障害の違い

いがいっぱいあるわけです。それで専門性はどうしたかという、私は結局沖縄には専門家がいませんから、もちろん一般の障害の知識も得ないといけません。教育の知識ももちろん得ないといけませんので、それはこちらで満たされますが、専門性は内地と提携しているんです。だから私たちは、文部科学省の今こちらでも2年に1回ぐらい教育庁が講習もやってくれて、そして3カ年間、資格整理や盲教育、点字指導などいろんな科目があるんです。それを履修しますと2級の単位が取れます。だから6カ年あれば、この講習を受けて単位が取れます。ですけれども、これがない時代から私たちは内地へ行って、内地の偉い先生たち、あるいは文部科学省の教科調査官という方たちも今でも友だちなんです。私たちの時代は、ずっと向こうへ行って勉強していました。向こうからいろんな資料を送ってもらったりしています。県立沖縄盲学校は、そういう人たちのかかわりが非常に強くて、重複障害が始まったときも向こうから、私たちは点字も最初から読まそうとしても読めるはずがないんです。全体をなぞることから始めてやっていったら、右、左、上、下と教えないと、点字は6つの点でできていますからできないんですね。そういうことも具体的にどうするか。先生方からも私に講習をしてくださいと言われてたりするのですが、そうやって内地へ最初はお金があったのですが、あとは自費で行って、向こうでやると先生方との交流がありますのでいろんな資料も送ってもらいます。校内での研修はもちろん、現場に則した研修です、実践の研修です。それをしながら、内地との連携をするということをやってまいりました。

○狩俣信子委員 専門性をどうつくっていったって、継続するかというのはとても難しい問題。しかも、今、重複障害の方々がふえてきたという話も聞くと、それでは本当にいろんな面で専門性が要求されるだろうと思うんですね。沖縄で山城先生がおっしゃった2年に1度講習があつて、6年あれば点字の指導、実習ができるというのですが、現に沖縄でその指導者と言われる方は何名ぐらいいるのですか。

○山城初子補助者 教育庁に伺った方がと思うのですが、はっきりした数字はわかりませんが、知的障害者の学校は幾つもありますから、移って行っても勉強はできます。だけれども、盲の場合は1つしかないということではっきりしています。

○狩俣信子委員 そういう意味からすると、教材なども皆さんは独自でつくって、子供たちの障害に合わせてやっていかななくてはいけないという御苦労があ

るんですね。この前、私たちが話を聞いたときに運天先生が御自分でつくった教材を持ってきて見せていたんです。目が見えないということは、耳に音を集中させていくんだという。その音をどう拾っていくかというのはとても大事だし、訓練が必要だという話を聞きました。そこで音を聞かせて、そしてお母さんの声をどう聞き分けていくとか、本当に大変な訓練が必要なんだと思ったんですね。実際にお子様を育てていったお母さんもきょうは見えておりますが、そこらあたりの御苦労が聞けたらと思うのですが、どうでしょうか。

○平良真由美補助者 私の息子は6歳です。生まれて6年が過ぎました。初めて外に出て、学校に通っているのが療育センターというところでした。そこにはさまざまな障害を持った子が学んでいました。でも、たくさんいる子供たちの中で目が見えないのは我が子1人でした。にぎやかに先生もこの子たちにたくさん楽しいことをさせて遊んでいる中、ぽつんと私はこの子に見せてあげられない、楽しませてあげられない、この子を抱えてその場で1年、2年と過ごしました。その後、視覚障害がある子は盲学校の教育相談の窓口があるということを知って、県立沖縄盲学校を訪ねました。そうしたら、私と同じように目の見えない子たちを抱えているお母さんたちと知り合えたし、そのことによって自分の心も前向きに、この子にも未来があるんだということがわかったし、何よりも小学生の子供たちが自立歩行をしているのを見たり、伸び伸びと楽しく遊んでいるのを見て、私の子もここで学べば、お兄ちゃん、お姉ちゃんたちのように成長できるんだなと親として本当に救われました。私の子もゆっくりのペースではあるのですが、生まれて4年が過ぎて、私の声を聞き分けることができました。顔を見てわかるのではなく、大勢の中からお母さんの声だということによって私の元にはいはいして近づいてきて、スキンシップができたときには本当に専門の教育というのはすばらしいなと本当に思いました。その県立沖縄盲学校の1年生に上がるのですが、その教育が変わるとなるとどうなのかと親として不安があり、先生たちと相談しながら、これから後もこの子の教育の場を大切にしてもらいたいと思っています。そして今、私と同じように小さい子を抱えて苦しい思いで盲学校の門をくぐってくるお母さんたちもいます。そのお母さんたちに大丈夫よ、明るい未来があるのよと、私が経験したことも伝えていきたいと思っています。

○狩俣信子委員 今は、平良さんのお子さんが0歳児から大変だったという話を聞いて、盲学校の中の専門性で本当に救われているという話を聞きました。安室さんが今度、お子さんが筑波大学附属高校に行くという。あなたもきっと

同じような御苦勞しながらきたと思うのですが、そこらあたりと今のお子さんの成長をお聞かせください。

○安室悦子補助者 親としての苦勞は、先ほど平良さんがおっしゃったように本当に精神的なものがとても大きかったです。それを盲学校に救っていただいたということです。娘は、今、狩俣委員がおっしゃったように、中学3年生の娘がおりますが、この娘がまず白杖を使っての歩行、それにより自宅から学校までの通学を路線バスを使って通えるようになりました。これが放課後、有意義に過ごすことになり、図書館で本を読んだり、また友だちとたわいもない情報交換をしたりと、だんだん成長が著しくなりました。歩行が上手になるにつれて、近隣は単独で行動できるようになったり、友だち同士で平和通りなど闊歩していたようです。こういう行動範囲が広がったとともに、親からの自立が促されたように思いますし、また親としてはなかなか障害を持つ子を手放すということができないのですが、親としても子離れができたと思っております。あと学習面ですが、皆さんは盲学校は点字と思われるのですが、やはり点字だけではなく、先ほど山城先生がおっしゃったように歴代の先生方がかなりたくさんの手づくりの教材をつくってくださっているんですね。そちらを使うことにより、普通学校に通っている生徒と何ら変わらない学力が身について、自分自身にもそんなに変わらない学力が身についているなというのが確認できたようです。そういうことが娘自身、本当に自信が持てた。それが今度の4月に親元を離れ、東京の盲学校へ進学することにつながったということです。本人としては将来は大学まで行きたい、できれば国外へ留学したいという夢が広がっております。こういうことは盲学校が、盲教育に専念できるようにできているシステムであるということと、先生方が盲教育に専念してこられたことが大きいのではないかと私は思っております。できれば、ぜひこのまま存続していただければと思っております。

○狩俣信子委員 育ちで、夢が持てたというところまで来たという話を聞いて、本当によかったんだなと思いますし、その中で盲学校を単独校でいきたいという気持ち、先生方のいろいろな努力とか、盲教育に専念できるような環境づくりとおっしゃったと思いますが、県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校も那覇市首里の方にありましたよね。先ほど仲川会長が、そのときに見えない人と聞こえない人の知的障害とはもちろん違うのですが、そういう中でいろいろけんかもしたりして、トラブルもあったということです。例えば知的障害の皆さんと一緒にあったときに考えられるトラブル、そういうのはどういふのが考えられ

ますか。

○福里実補助者 知的障害と視覚障害の教育が同じ場所で行われる際のトラブルという御質疑だと思っておりますが、トラブルを私が想定してお話しする前に、視覚障害と知的障害の考えられる指導法の違いを最初に御説明させていただきます。資料をお配りしているかと思えます。システムティック・インストラクションという三角形の図面があると思えます。1枚目をごらんいただきたいのですが、これはジョブコーチの立場で作業所や一般企業で働く障害者を支援するための指導法の1つです。課題を分析しながら、その方にどのようにある仕事を定着させていくかという順序だてをしております。三角形になっていると思えますが、1番下の広い部分は手添えの指導を行う部分、2番目の上の部分は見本、モデルを示す部分、3番目の上から2番目はジェスチャーで示す部分、一番下の部分が言語指示の部分です。これは何を示したかと言いますと、やはり指導者がどのように、どれだけ介入をして、ある仕事を指導していくかものを見ていただくため、わかりやすくするための図面です。やはり手添えの部分がかかなり介入度が大きい。具体的に言いますと、1つ挙げますと、これは知的障害の学校でも行われるのですが、もちろん視覚障害があっても行われます。視覚障害については後で違いをお話させていただきます。知的障害の場合もそうですが、まず机をふきましょうと、1つ例をとりますと、ぞうきんを持って机をふくのですが、どのようにふいていいかわからない。このようなときに体に触れながら、実際に手を添えて動かす。縦、横、これが手添えの部分なんです、それができてきたという部分でモデルを示します。いきなり手添えではなく、今度はこれはできますかという感じで見せるんです。例えば、同じように机を並べて、このようにふくんですよというふき方をそのままやってみせるなどがあります。細かいことは割愛いたします。それからそれができてきた段階で、少し介入を減らしていきまして、ジェスチャーです。机をふいてくださいという感じで、机を指で示すとか、ふくまねをするなどのジェスチャーで指示を行います。これがさらにできてきますと、今度は皆さん机をふきましょうと言って、その指示に対して仕事を進めていきます。ただ、言語理解ができない場合、カードで机ふきの絵がかかれたカードを示すとか、そのヒントとなるようなものを子供たちに見せて、指導していきます。これが1枚目に資料の視覚情報を使って行える指導の組み立てです。2枚目の方をごらんいただきたいのですが、では視覚障害があった場合にはどのように変化するかといった場合に、三角形の部部で大部分が手添えなどになるということです、時間もかかるんです。その分だけエリアを大きくしました。手添えがなかなか定着しないと。実は手添

えをしながら、言葉を教えていくために縦、横などぞうきんで机をふく方向に声を添えたり、問題はその見本、モデルです。ジェスチャーという部分は大部分は視覚情報でぱっと見せることができるのですが、それがなかなか工夫しないといけません。さわってわかるものだったりするなど。絵カードなどは使えませんので、モデルという部分がなかなか難しい。例えば、机をふいている形を実際に先生の体をさわってもらうなど、視覚情報が使えない部分の違いが大きくなってきます。それだけこの三角形の下の大部分が介入も大きいですし、時間もかけます。それだけ個別指導を重ねなければいけませんので、ベストは1対1のマンツーマンに近い形が大きいということです。結局、最後の一番介入が小さな言語指示という部分が上の方に来ておりますが、この言語指示ができればできるほど、一度に指導できる数も多いということにもなります。といった形で違いを御説明いたしました。

○狩俣信子委員 その指導の御苦労というのがわかるし、時間がかかるということもわかります。ただ、今教育庁がやろうとしているのは知的障害の部分と併合をどうするかというのがあるものですから、視覚障害の皆さんだけの単独校がぜひ必要ですよということを私としてはアピールしてもらいたいわけです。だから時間がかかるということとか、個別指導に大変手間がかかるということもわかるのですが、今教育庁がやろうとしていることに対する、なぜ私たちは反対なのかというのが聞けたらいいかと思えます。視覚障害教育の専門性もわかります。それから専門性と先ほど仲川会長が言った安全性もありますよね。それ以外に何かありますかということですが。

○福里実補助者 併設を想定しての状況を御説明したらいいと思いますが、県の計画の中で学習空間の教室をあけると伝えているので、その部分については確かにそのとおりだと思います、別々で行われるかと思いますが。ただ、1つの学校ですので体育館、音楽室など共有スペースはもちろんあるということも担当者は御説明しました。その中で具体的に体育館は共有の場面も出てくるでしょう。それから音楽の時間も一緒にできるのではないかというお話がありました。ということは、先ほどの視覚情報が使えない部分が大いなのですが、それも先生方でどうにか対応してもらいながら一緒にどうぞということがあります。具体的なお話を体育教員の新垣のほうから補則説明をさせたいのですが、よろしいでしょうか。

○前島明男委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長よりアイマスクの体験を各委員へ呼びかけ、各委員は体験する)

○前島明男委員長 再開いたします。

新垣京子沖縄盲学校教諭代表。

○新垣京子補助者 沖縄盲学校高等部で体育を担当しております。私は県立沖縄ろう学校以外の障害児学校、知的障害、肢体不自由、そして病弱、盲学校で体育を担当してきた経験からお話をさせていただきます。視覚に障害を持つ子と、その他の障害を持つ子の大きな違いは、模倣の困難性です。模倣が全く伝わりません。特に全盲の生徒は、見て学ぶということができません。すべての動きを言葉の言語指導や指導者の体の動きをさわらすなど、いわゆる手とり足とり、細かな指導をしないといけないため技能習得までにかかなりの時間を要します。集合や移動など、音源を使ったり、こういう形で手をたたき、ここは反響しますので、広い体育館や運動場だと聞こえ方の違いがありますが、こういう形で音源を使ったり、手引きなど全面的な援助や教材の工夫が必要になります。視覚障害者スポーツにはさまざまな種目があります。サウンドテーブルテニスー昔で言う盲人卓球です。それからグラウンドソフトボールー昔で言う盲人野球、フロアバレーボールー昔で言う盲人バレーなどがありますが、一般のスポーツはとてにぎやかです。サッカーや野球などは、応援ですごく騒音になっているのですが、しかし視覚障害者スポーツはその逆です。ほとんどが音源、聴覚に頼るため大変静かなスポーツです。実際にボールを持ってきました。ボールの形は一緒ですが、これがバレーボール、そして卓球。この中に鈴が入っています。これを転がしてゲームをします。ですから静かな場所でないとい子供たちは音を聞き取ってゲームすることができません。転がるボールを追いかけてとることができる生徒とか、バレーボールコートは横が9メートルありますが、横の端から端まで移動して守備ができる生徒、そして音の方向へパスができる、そして音の方向へ走ることができるなどさまざまなことができます。生徒たちは中学部や高等部になると単独での移動やさまざまなゲームが可能になります。そういう運動や動作ができるのも幼児期や早期からの専門的な訓練、例えば空間認知やボディイメージ、さわる、触れるなど、先ほど山城初子先生がたくさんお話されておりますが、そういう訓練があるからこそ高等部に来て、そういうゲームができると思います。視覚障害の乳幼児はひとり立ち、歩く、走るなどの運動発達が健常児よりも遅いと言われております。その

ため視覚障害教育の専門性がかなり問われると思います。つまり幼稚部や小学部でのきめ細やかな指導が重要になっていくのではないかと私は思っています。ほかに施設設備での問題点が挙げられると思います。教育庁からの説明では、先ほど福里からあったように体育館、プール、運動場が共有となっております。現在、幼稚部から高等部、これは専攻科を含めませんが、大体週11コマから12コマ使用しております。1日6時間の5日ですので、30コマありますが、併設されると小学部、中学部でプラス5コマから9コマふえることが予想されます。合わせると16コマから20コマ以上になりますが、週30時間のコマとして、そのほとんどのコマ、毎日4コマから5コマが埋まる可能性が高くなります。小学部と中学部、高等部では日課表が違ってきます。そうすると重なる部分というのは避けられないと思います。体育館や運動場を半分ずつ使用すればという考えもあると思いますが、活発な知的障害がある生徒の中には予想外の動きをすることなどを考えると、私としては安全面で大変不安です。生徒によっては、顔や頭部の衝撃によって網膜剥離、眼球破裂などを発症する危険性もあります。現在、授業中、細心の注意を払い、かなりの人数を配置して指導しておりますが、併設になるとさらにそこら辺に神経をすり減らさないといけない状況になることが考えられます。これでは安心して私たち指導者は指導、もしくは運動をさせられない、大変厳しいと思っております。知的障害の生徒たちもかなり制限を受けるのではないかと予想されます。私は知的障害の学校にも12年おりましたので、彼らが伸び伸びとできるような環境をつくってあげたいと思っております。もし、時間をいただけましたら、アイシェード、アイマスクを委員の皆さんのほうにお配りしておりますので、ぜひそれをやっていただきたいのですがよろしいでしょうか。委員の皆さんは、これまでのイメージというのが画像であると思いますが、全盲の子供たちはその画像が全くありません。その中で体操をどうしてやっていくかということで、言葉の指導だけとても厳しいです。それでは皆さん、御起立していただいてもよろしいでしょうか。アイマスク、アイシェードをされていないほうは私のほうを見てください。それでは右手を体の前に持ってきて、左手を下から積み込むような形で腕のストレッチをしましょう、となったときにほとんど動けないですよ。アイシェードをとられて、正解はこの形になります。右手を前に持ってきて曲げ、それを左手で下から支えます。するとそういうストレッチになりますが、これは本当に模倣ができないというのは、私たち体育指導者にとっては、赴任して本当にとても厳しいことでした。これで皆さんは真っ暗な状態で、(手をたたいて)ここに集合と言われたら生徒たちはズムーズに集合することができます。しかし、私たちは多分できないと思います。ボールが転がる音、音を確認すれば、どこ

にボールが行ったかわかりますか。全盲の子は、拾いに行くことができます。どうもありがとうございました。

○狩俣信子委員 今、このアイマスクをやって新垣先生のお話を聞いていたんですよ。だけれども、先生がどういう表情をしているかわからないし、例えば説明のときに手を上げてやっているのか、どうしてやっているのか全然見えないうし、わからないわけですね。ということは、本当にこれは御指導が大変だと思いうし、音が静寂の中で小さいときの訓練というのはとても大事だということがよくわかります。実際にやってみて、先生が体育の授業がどうと言ったって、私たちが前に上げて、手がどこにどうきているのかわからないわけですから、その御苦勞を考えたら、やはり沖縄に1つしかないというこの視覚障害者の学校ですから、それは教育庁が言うのは無理があるなという思いで私は聞いていました。ほかの皆さんもたくさん質疑があると思いますので、私はこれでとどめておきたいのですが、本当にきょういろんな方からお話を伺うことができ、もっと視覚障害教育に対する理解が深まったと思います。頑張ってください。ありがとうございました。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
伊波常洋委員。

○伊波常洋委員 2点だけお聞きするのですが、今は単独校で1校ですよ。それを今回の県の方針では特別支援学校として併設型で数カ所に盲学校が配置されるわけですよ。今は1校しかないですよ、今回の計画では離島地域や併設だとしても複数校ができるわけですよ。今でも専門教諭が少ない中で対応できるのですか、現実的な問題として。教諭の体制です。

○福里実補助者 私も離島の出身で宮古島です。入学前は、地元で県立宮古養護学校ができたばかりで、島は3万5000人ぐらいの人口なのですが、いろんな障害教育に対応したいということもあって結構集められました。私もそういう形で県立宮古養護学校の1年生に入学しました。もちろん親は県立沖縄盲学校を勧められた経緯はあります。教育相談という形で勧められたのですが、親は地元を選んでいきます。母親からすると、やはり離すというのが多分つらかったのではないかと思います。私は、県立宮古養護学校に1年入学したのですが、私のクラスにも聞こえない方、弱視、私のようにほとんど全盲に近い人がいてにぎやかなクラスだったというのを覚えています。ただ、そこで点字を知って

いる先生がいて、やっぱり県立沖縄盲学校で点字を習った方がいいと勧められました。結局、親は渋々だったみたいですが、やはりそこを選んだんですね。やっぱり県立沖縄盲学校があったからだと思います。果てしなく遠いと思いますが、あの時代は今のようないくらかの費用というものがそんなになかったもので、年に3回しか実家に戻りませんでしたので、それを考えるとちょっとつらいところはあり、私自身もつらかったのですが両親はもっときつかったのではないかと思います。そういうことを考えれば、この間、教育長からの御答弁の中で県立八重山養護学校にも1人いらっしゃると言っておりますが、4月から県立沖縄盲学校を選んできます。

○伊波常洋委員 福里さん御自身も単独校ではなく、いろんな障害の方と1つの学校でいっとき教わってきたわけですね。やはり御自身の経験からして、後ほど県立沖縄盲学校に移るわけですが、当初あなたが宮古島で習った環境と県立沖縄盲学校に移った環境とでは、はっきりと単独が断然いいということが御自身で体験できましたか、実感できましたか。

○福里実補助者 私は小学校1年だけ県立宮古養護学校に在籍いたしました。2年から県立沖縄盲学校に移っております。はっきりと覚えておりませんが、ただ本当ににぎやかで、ただ体育館で一緒にトランポリンをやっていて、ぼんっとぶつかったのを覚えています。話がずれて申し訳ないのですが、地元の通常学校に通っている場合はみんながサポートできる部分があります、生徒同士で。ところが、知的障害の部分だったら一人一人の状況も違いますので、危ないよと事前に言ってくれるのも少ないです。こういうことを考えれば、生徒の間で安全面というのはなかなか難しいのではないかというのは、私の1年間の経験ではこの程度のお話はできます。

○山城初子補助者 今、福里さんが経験を話されましたが、私は県立沖縄盲学校の教育相談を退職してから1年間やっておりました。その前は学校の職員でありながら、サービスでやっていたのですが、そのときに宮古島から飛行機に乗って、二、三歳ぐらいの子供を連れて、月に1回ぐらい来るんです。ほかのところだと、こちらから出張して行って、そこに子供がいるということがわかりますので、これがセンター的役割のはしりです。今はこれをぜひやらないということで、今はそのニーズがすごく高まっておりますが、でも私たちは宮古島までお金もないですから行けません。親がいらっしゃるんです。空港からそのまま直行して県立沖縄盲学校に子供を連れて、それでまた2日ぐらい親戚の家

にいて、そこでやり方を教わって、そして空港まで私を送って行ってあげるとかがあります。だから、センター的役割というのは大きいです。

○伊波常洋委員 最後に、生徒の保護者の方に聞きたいのですが、先ほど福里さんも1年間だけ親元にいた、安室さんや平良さんはやはりできる限りは自分の近くで子供たちを教育してもらい、毎日でも子供と接触したいというのが一番理想だと思うのですが、しかし、よりよい環境のためには今のような距離は離れるけれども、単独型にして教育環境を整えた方がいいという思いが強いですか。

○安室悦子補助者 やはり地域で育てていただきたい、このままこの地域でこの子は大きくなっていくから地域の方に知っていただいて、地域で大きく育てたいというのはありました。兄弟もなぜ違う学校へ行くんだとお姉ちゃんのほうから私のほうへ抗議がありました。ただ、やはり私はどうせ子供より先に死にますから、この子が1人で自立して生活していくためには、どうしても皆さんの手はかりなければいけません。その中で1つでも何かをやっていける、それを身につけるためにはやはり専門の歩行なり、学習なり、それがどうしても必要ではないかと主人と話し合いをしました。やはり離すのはつらいです。兄弟と離すのもつらいです。それでも私たちは八重瀬町具志頭で南風原町に近いからまだいいということで、離島の方たちよりはまだいいと言い聞かせて離しました。

○伊波常洋委員 最後に、極めて専門性を要する教諭、専門家がいけないのですが、例えば新垣さんの場合は、一般の先生方は教職課程、皆さんの場合はどのような課程で専門の職になるのですか、養成されるまでです。

○新垣京子補助者 私の場合は、基礎免許が体育ですから体育の免許は大学のほうでとります。その後の養護学校の免許、それから盲学校の免許、聾学校の免許というのは、先ほど山城先生から説明があったように、教育庁からの夏期講習、認定講習というのがありますからそれを受けます。教育庁のほうはそれをちゃんと受けるようにということで、特殊支援学校に勤めている職員がすべて受けるようにという指導がありますので、私もかなり前に養護学校の免許とそれから盲学校の免許を取得しています。

○伊波常洋委員 先ほど山城先生がおっしゃっていましたがけれども、その養成

する場、機関が内地にしかない。なおかつ、自費で受けたと言っておりますが、今のそのとおりですか。県から何も補助とかはないのですか。

○山城初子補助者 今、こういう講習で免許を取らそうというのが教育庁の方針でやっていますが、これだけでは足りませんよね。本当の具体的な指導の交流というのは、行ってそこの先生方と接したりして、そしてその実践を聞いたりしてやらないといけません。それで向こうでも研修会というのがあちこちにあります。そこにはお金がどうでしょうか、これは現職の先生方ですが、学校で出せるのはわずかなんです。たくさんの研修会があります。だけれども、私がやめるころからは、では次、あなたが行きなさいなど6つぐらいの研修がありました。そういうようにしてしかできない。自分で自主的にお金を費やして行くんです。行ってでも頑張らないと本当にやる気のある先生は、そういうことを言ったらほかの先生方に失礼で自分たちも行きたいんですけどと思いますが、しかも学校の授業期間中にやっている場合もあるんです。それでお互いが顔を見合わせて、みんなに迷惑かけますよね。授業もだれかにお願いして、自分が3日間の研修に行くというのは。こうしてでも研修をしないとできない状況、まだまだですね。

○伊波常洋委員 最後に、そのように教員も大変な御苦労が多いのですが、そうすると大変失礼ですが、なり手はどうですか。皆さんはいろんな御苦労を背負っていることも若い先生方がわかっているはずなんです、なり手のほうはどうですか、今の状況です。

○中本与一補助人 私は今学校現場におりますのでお答えさせていただきますが、盲学校に着任するということについては県の教育庁の人事の方の仕事として行われていますので、当然、県立沖縄盲学校へ着任した人間は、その時点から視覚障害教育について勉強を始めるということになると思います。ですので最初から選ぶということは基本的にはできない。これはほかのところも全く一緒だと思います。先ほど山城先生からお話がありましたとおり、視覚障害教育は県内で盲学校だけですので、どうしても勉強、研修をするためには東京都などへ出かけて行って勉強するということになります。ただ、県のほうも財源の問題とかいろいろあって、最近はなかなかその辺が難しい状況になってきているということと言えます。もう1点、視覚障害教育を専門性の維持という点で少し問題として私が感じているのは、盲学校は1校なわけです。ほかの特別支援学校、知的障害などは複数校が存在する中で、転勤、異動のタイミングがお

おむね5年で回っているんです。この場合、複数校ある特別支援学校の場合、例えば知的障害、肢体不自由といった学校の場合は新たに異動して行った先でも同じ講師であれば、その実践は継承して生かしていくということが可能なのですが、視覚障害教育の場合は一たん盲学校から離れてしまうと、その盲学校で培った点字、歩行訓練、弱視教育といった部分をそのままほかの学校で生かすということが非常に難しいという状況があります。そうすると、すべてが5年というわけではありませんが、おむね5年という中で本当に盲学校の専門性が継承されていくかという点については、私はこれはずっと昔から少し疑問に思っていて、盲、聾についてはやはりもう少し長いスパンで人事異動ということについて考えていただきたいというのは感じているところです。それから、今まで話しされていたのは、例えば重複障害の子、早期教育の子の話が中心でしたが、実は盲学校にはもう1点大きな部分がありまして、これは中途失明者を中心とした職業教育のコースがあります。あんまマッサージ、指圧、はりきゅうを指導する職業コースが2つ設置されておりまして、高等学校卒業以上が入学の資格になるわけですが、昨今では糖尿病などのいろいろな病気で中途失明になる方がいらっしゃいます。そして、そういう方々というのは今まで普通に仕事をされていた中で急に視力を落としたということによってどん底に落ち込む。そこからはい上がってきて何とか仕事をしようという人たちです。もちろんその人たちは家族を抱えていたりします。ですので、この部分の教育も非常に重要な部分がありまして、ここの教員は主に私たちですが、あんまマッサージ、指圧、はりきゅうの免許を持って、なおかつ筑波大学のほうで教員の免許を取ってくるということになります。これは全国であんまマッサージ、はりきゅうの教員の免許が取れるのは筑波大学にしかございませんので、一級の免許を持っている人間はすべてそこを卒業して、沖縄県へ赴任してきているということになります。

○前島明男委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から山城補助人へ伊波委員のなり手に関する質疑に対する答弁を再度行うよう催促あり)

○前島明男委員長 再開いたします。

山城初子補助者。

○山城初子補助者 私たちが勤めているころは、盲学校はだれも嫌がって来な

かった。それでお願いされて来るような状況だったんです。視覚障害というのは、それ自体暗いだろうとか、歩きもできないというような感じでほとんど離島に勤めた人が那覇地区へ出るために来るとかもあるのですが、でも視覚障害というのは唯一すばらしいのはコミュニケーションができるんですね。そして情が本当に通うんです。先生がかわいがれば本当に頑張っているのをちゃんと認識できて、私も何年前かに退職していますが、卒業生との交流が豊かにできます。そういうことがあるものですから、2年、3年、4年もいたら、出たがらないです。本当は知的障害もとても難しいんです。知的障害は、目も離せない。トイレへ入るのも、見ておいてと先生がトイレに入るとか、いろんな障害が多様化で非常に大変と聞いていて、私も最初は怖がっていたんです。知的障害の学校へ行かない、怖くて行かないと思っていました。こちらはある意味テンポが遅いですよね。それに合わせないと、ちゃかちゃかではできないわけです。子供たちのテンポに合わせてやっていくということができればいいんです。そういうことで、出たがらないんです。もうちょっとやりたい、深めれば深めるほど、盲教育は専門性が深くなるんです。ですから、やりがいがあるし、非常にやって楽しいです。想像力というのがどんどんわいてきます。今は、県立沖縄盲学校は東京大学並みと言われていています。あなたは県立沖縄盲学校に合うけど、希望しなさいと言ったら、先生、希望しても行けないんですよ。東京大学並みですと言われるぐらい視覚障害の教育というのは、一たんかかわってしまうと、出会いから始まる。私は障害児教育というのは、出会いから始まる。最初は嫌がるのですが、出会って頑張り始める。本当に楽しい教育でやりがいのある教育です。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 今度の皆さんの陳情の中で併設ではなくてというところに戻りますが、先ほども知的障害の方々と視覚障害者の方々が一緒になった場合に、端的に言って教育上どのような不都合が出てくるのが予想されるのかということのを再度お答えできませんか。

○中本与一補助人 ある程度繰り返しになるかもしれませんが、一目瞭然という言葉がありますが、見ればすぐにわかることが視覚障害があるとそれができません。そうすると、それを補うためにはそれなりの時間がどうしても必要です。これは能力とかという問題ではなく、時間が必要なのは当たり前なんです

ね。ですので、そこには音の環境やいろいろ配慮すべき事項がいろいろ出てきます。その中で大きな部分が体育館であったり、音楽室であったり、逆に私たちはそう思います。そういった部分がとても大事な場所だと思います。ところが教育庁はその部分は、共有すると言っている。そして、それは現場の対応で何とかできるだろうという言い方をされておりました。私たちは、それは無理だと言っています。先ほど新垣のほうからもありましたが、時間的な都合の調整や視覚障害が動より静というイメージがあるかもしれませんが、必ずしもそうではなく視覚障害者も非常に動きたいという欲求があります。視覚障害者が動きたいという欲求を満たすためには、その視覚障害者が全力疾走する周辺には物がないという前提が成り立たないとできないことです。必ずその前提をつくってあげれば視覚障害の人間も思いっきり動けるんです。ところがいろいろな障害種が混在する場合に、それぞれに応じた教材、アイテムがいろいろと出てきますので、果たしてそういったことが現実に可能かというあたりを、私たちは学校に説明に来ていただいたときにも幾つかお伺いしましたが、具体的に答えをいただいております。その辺の懸念が払拭できない以上、併設というのは非常に難しいことだと思っております。

○前田政明委員 県立の特別支援学校再編整備に関する懇話会というので、編成整備計画というのが出ているのですが、現場の皆さんの立場からこの懇話会の案をいろいろと検討されていると思いますが、これに対して現場の皆さんの声などを聞いて、また保護者などの声を聞いてもらって、そしてそれなりにこの特別支援学校再編整備に関する懇話会の中で、現場の声が反映しているな、親の気持ちが入っているなというような形の懇話会になっているのか、それとも行政の都合でやはりこうなっているから、ある面では沖縄振興計画もこうで予算も限られているのでというような面があるのかどうか。私はそういう面でお聞きしたいのはこの懇話会での編成整備計画案について、私はもっと現場の皆さんの声を聞いて、出すべきだったのではないかというのが、おとといの教育委員会への質疑の中で校長に対する説明をいろいろとしているが、当事者の父母の皆さんなど障害を抱えて苦しんでいる現場の声に対する対応が非常に不十分だったのではないかと私は質疑をして感じたのですが、繰り返しますと、皆さんとしてはこの懇話会の編成整備計画案に対してどう思っているのか、もっとこうしてほしいという評価などについて、どなたかお願いします。

○中本与一補助人 特別支援学校再編整備に関する懇話会での提案に対しては、やはり学校現場としても非常に懸念を持って見ていたところですが、少し

経緯を追いながらお話させていただきますと、昨年5月に編成整備計画の素案があるらしいという話が聞こえてきました。これは県立沖縄ろう学校のほうからの情報として入ってきたわけですが、その後7月の時点で県立沖縄盲学校の学校評議委員会というのがあったそうです。この学校評議委員会というのは、学校の活性化を図るために地域の代表の方、保護者の代表の方、視覚障害関係の代表の方、学識経験者などに入っていて、学校のことについていろいろと助言をしていただくという場のようなのですが、こちらのほうで学校長のほうからは新しい編成整備計画の中で県立沖縄盲学校についてもあるらしい、校名の変更があるらしいということが具体的に話があったそうです。ただ、その時点で私たち現場の教員は知りませんでした。学校長からの説明としては、その7月の職員会議の時点でやはりこういう動きがあるらしい、具体的な話は一切わからないということでした。その後、1月後、2月後においても全く同じ状況でありまして、8月に懇話会が立ち上がっているらしいという話を聞きまして、それであれば学校現場から懇話会に対して、何かしら現場としての考えを伝える機会が持たれるだろうと。そうであれば学校の現場としてやはり考え方をまとめておくべきではないかということで、9月に盲学校にワーキングチームを立ちあげまして、この特別支援の中での県立沖縄盲学校の併設があるかもしれないということについて、メリットはどういうことがあるか、デメリットはどういうことがあるかということ職員間で検討しました。検討の結果としては、やはりメリットが全くないということではないけれども、しかし先ほど来申し上げているとおり、いろいろな懸念が払拭されないままでこの編成整備計画が推し進めてられてしまいますと、後々非常に大きな問題があると。そして、全国的な動きを見ても単独型の視覚特別支援をいうのが多い状況ですので、あえて沖縄が先駆けてやるほどの理念も余り感じられないなどがありまして、やはり県立沖縄盲学校としては単独型でいくべきだろうと、これは職員の総意として11月ごろ決定しました。それを何とか懇話会のほうへ上げてもらおうという話をしているやさき、11月28日の新聞紙上で私たちは初めてこの懇話会の計画を知ることになりました。そこで現場はもちろん、保護者、そしてOBの先生方、同窓会の皆さんたちが心配して、この沖縄盲学校の未来を考える会が立ち上がってきたということです。職員の中でもそうですし、同窓会の皆さん、沖縄盲学校の未来を考える会の皆さんたちと話をする中でも、やはりいろんな障害種の皆さんと交流することも大事ですし、特別支援教育の理念からいえばそれは地域で教育されることも当然あっていい。しかし、県内で1校しかない視覚障害教育機関ですから、その専門性が揺らぐようなことがあっては決していけないということでやはり単独型を守るべきであるということで、ほとんど

の方の意見がまとまっていると思っています。

○前田政明委員 この懇話会の案の説明を受けたのは関係者は新聞で知ってからののですか。それとも中身について、今ありましたが現場の先生方や保護者関係などの説明はいつごろあったのですか。

○中本与一補助人 新聞で確認したのが11月末です。そして現場で具体的に教育庁からの説明をいただいたのが、学校職員向けが12月25日、保護者へは1月12日です。

○前田政明委員 それで視覚障害者関係者は前校長1人のみということですよ。私はこの前も教育委員会へ質疑して、その後の説明など結局は併設という養護学校関係者にも説明がされていなくて、いわゆる誤解が生じてしまって、障害者の方々がこれではいけないということで、話し合いをする機会があって、そういう面ではそれぞれ養護学校の知的障害の方もそれぞれの思い、それから視覚障害者も含めて聾の方々も、やはりそれぞれの子供の自立とといいますか、そういうような状況からするとそれなりの特徴があると。しかし、それは全体としてはこの問題というのは、本当の障害児の一人一人が人生を、先ほどありましたように生き抜いていくという意味での力を身につけるという面で何がいいのかという形でお話になって、そういう面ではやはりそれぞれ相対立するのではなく、これを機会に本当の意味での子供たちに対する特別支援教育というのは何なのかということを広げていくという面では、私は県立沖縄盲学校の皆さんがこういう署名運動もしながら、県民に広くアピールする中で私自身も非常に勉強になりましたし、率直に言って余りわかりませんでした。そういう面では、皆さんのこういう努力が一つの新しい方向を模索することになっていると思いますが、この間沖縄盲学校の未来を考える会で頑張ってきて、障害者同士の問題やこういう運動の中でどういう励ましやどのような変化が出てきているのか、皆さん自身、会長も含めてどなたかお願いします。

○山城初子補助者 私も浦添市で特別支援教育のコーディネーターをしていたと言いましたが、そのネットワークを利用して、いろんな障害を持つ親に電話をして、私もひとりよがりかなと、知的障害の子供たちも私は出会って、とてもかわいくて、親とも仲よくしてます。だからどうですかと聞いてみるのですが、やはり特化でないといけないということを強く言います。ほとんどそういう人たちは、自分でひとりよがりになっていけない、勉強だと思って、一人一

人の意見を聞くのですがそうなんです。県立沖縄盲学校の校長先生だった人たちなど、元校長先生などのいろいろな人たちにも、こういうことをこちらで言っているのかわかりませんが、県立沖縄盲学校の現在の校長先生も前の校長先生も本当は特化がいいと思っていられっしやるわけです。思っているけれども、私はこの間仲川福俊さんと一緒に、私は説明も受けていないのでそういう話も聞きながらと思っただけなんです、手探りの中でということを出したと思ったら、前の先生もそうおっしゃったと。だけどどうにもならなければ、肢体不自由の人と一緒にしてほしいと一もしだしたら。今度の校長先生も特化が絶対であると。それを何回も言っているわけです。けれども県の方針として、お金がない、学校はつくれないとか、それから県立沖縄盲学校も私が見たらまだまだ校舎は手直しをしたら使える学校だと思っただけなんです、全面改築するためには平成23年までにお金をもらえると。一緒にしたらもらえると言うわけです。特化は初めに幾つかの障害を1つにありきではないんです。1つの選択肢として、視覚障害だけの特化もあり得るという文部科学省の整備計画の最終案に出されているものを読んでも、教育庁から出している資料を見ても、そういう例も幾つかあるわけですよ。だけどこれは県の都合ですよ。私は県のトップの人たちは本当に将来像を見据えて遠くに石を投げて、沖縄県が視覚障害でも日本中に誇れる、私は重複障害では県立沖縄盲学校は1番だと思っております。なぜかという文部科学省の最初の3カ年の実験学校、県の指定を受けてやって、内地からうちの学校へ見に来たんですよ。そういうように私は1つしかない学校、聾学校もそうですが、それはこのトップ、前の管理者だったいろいろな人たちに聞いてもやはり県立沖縄盲学校、県立沖縄ろう学校が特化でなくてはいけないと言って、素直に言ってくださるんです。だけれども、これは県がそう言っているから現職の校長先生はしようがないですよ。県の教育庁がそう言うから、そう申し上げたけれどもというような感じでやっております。私は、だれをとってみても、ヤマトのトップの人たちをとってみても、絶対に視覚障害などは特化してほしいと思っておりますので、私も自信を持って特化をお願いして、沖縄県の将来の視覚障害者の展望を開いてほしいと思っております。よろしく願いいたします。

○前田政明委員 この間、皆さんの運動の広がりの中で県立大平養護学校に対しても教室の増設を予定していなかったけれども、急遽やるということになっているということを教育庁の施設課にも問い合わせをして、それから現場のほうでもそういうことだと。それは結局、こういう話し合いの中で教育庁も時間がかかる、1年かけてやるということによって皆さんのいろいろな運動の中で、教育

庁もいわゆる併設ありきではないと。いわゆる独自性、専門性がだめになるようなものではあってはいけないと。そういう面では新聞でも報道されておりますが、この委員会の質疑の中で単独校もあり得ると言うんですね。やはり皆さんの運動が、1つは知的障害、県立大平養護学校もいろいろと要望していたけれども、教室がふえなかったけれども、ふえるようになって、今の増員に対して対応できるという連鎖をしているということを私は実感したのですが、戻りますが、皆さんの大事なところをそれぞれお互い聞いておりますが、やはり専門性、そしてそれが盲学校が果たしている役割、聾学校が果たしている役割になると思いますが、そこは皆さんがこの間非常に短い中で、きょうは3万人を超える署名が来て、仲村教育長の発言の変化について、皆さんはどうとらえていますか。

○福里実補助者 沖縄盲学校の未来を考える会ができて2カ月半ですが、多くの皆さんに話を聞いてもらえる場もふえましたし、県議会議員にも本当に丁寧に対応していただいて、本当にありがたく思っております。新聞の報道の中で、3月にこだわらない、決定の時期を3月にこだわらないとか、おとといの中でも最終的には単独校という選択肢の結果もあり得るという話を聞いたときには、ちょっと変わってきたという実感はしております。ただ懸念しているところは、1年間時間をおけば、また同じような形で提言どおりの計画が出されてしまうと時間をかけて、仲村教育長の話の中でコンセンサスを得るとか、理解を得るといった話がありますが、説明会の中でそれを理解を得たという形になってしまうと、結局1年たって同じような計画が実行されそうな感じもまだしております。ですので、盲学校の役割をもう少し重要視していただいて、やはり単独校でしかいけないということをもう少しおっしゃっていただくような形の方が私たちの中ではそういう気持ちを持っております。

○前田政明委員 なぜ単独校でなければいけないかということですよ。この専門家の指摘でも、私も質疑の中で視覚障害者は障害者の中でも少数であると。しかし、特別支援教育というのは一人一人の子供を大事にして、そしてその人が生き抜く力、本当に人間として生まれてよかった、そのためには当然に必要な教育も受けるし、それから働くという人間の当然の喜びも含めて、それを自立させるというところにあるのではないかと。そうすると専門家の方々も、視覚障害はもっとも人数の少ない障害ですが、人数が少ないからといって視覚障害別、個人の教育的ニーズの重みが変わるわけではありませんと。人数が少ない教育だから、専門性よりも経済効率を求めざるを得ないというのであれば、

マイノリティーである障害者全体が切り捨てられることにつながりかねません。逆に人数の少ない障害では、その障害の中核となる支援センターがなくなった場合、その専門性を継承することが困難になり、蓄積された専門性が失われてしまう可能性が高いと。一たん失われた専門性は、並大抵の努力では回復できない。そういう面で、山城先生も含めて、私は相談から全体で、今センターだから、先ほど言った飛行機も含めて、子供に点字教育や先ほど福里さんからあったように、障害別の子供たちが一緒に過ごせるのは過ごせるが、では生きていく力というのは何なのかと言ったら、先ほど言った点字、そして単独歩行を含めて生きていく方向ですよ。そういう面では、私はこのところが県立沖縄ろう学校でもそうであると思いますが、非常に大事なところで、ただ単に在校生だけではなく沖縄全県のここには来れない人たちの心の支えになって、実質的にはそういう基礎的な教育を皆さんがやる場所があるから、先ほど言った学力がついて、高校、大学へ進学するという条件も築かれている。すなわち、特別支援教育を全体的に仮にやる場合でも、そのもとになるところは、やはりこの専門性、本当に努力されて、暗中模索の中いろんな教材を含めてやってきた中で、胸を張ってと先生が言っていたように、全国でも誇れるんだと。手足でやって、道を歩かせて、転ばしたりということもやってきたという話もどこかで聞きましたが、私が言いたいことは、この専門の方も指摘しているところが、私たち県議会議員も含めて、県民も納得すればこれは当然にかけがえないことになると思うのですが、この辺のこの指摘、これはどうでしょうか。親の立場からでもいいですし、今の重要性についてお願いします。

○平良真由美補助者 親の気持ちを話させてください。どうしても親は子供を守ります。私は子供がいとおしくて守ります。でも、学校に行くことと教育ということで彼の世界が広がります。守っているだけでは、彼の自立へ向けての世界は広がりません。だから本当に教育は大切なものだと思っております。どこでも教育できるかということ、やはり目にかわる指先の世界を広げて行って、足から体全体からの情報を仕入れて行って認知していく。小さければ小さいほど、本当に必要なことだな、専門的に教育してもらって、私の息子も成長してきたのが見れて、本当に教育というのはすばらしいと思っております。やはり視覚障害教育は特別だと親として思っているし、親ができない分、先生方の力をかりてこの子が一步一步成長していけるような環境をずっと守っていけるようにと私はきょう伺いました。よろしくお願いします。

○中本与一補助人 重要性ということについて、全国の様子を少しお伝えして

おきたいのですが、特別支援教育に変わって学校名を幾つかの盲学校が変更しております。これは平成19年度ですと、筑波大学附属盲学校、横浜市立盲学校、兵庫県立盲学校、兵庫県立淡路盲学校、広島県立盲学校の5校が特別支援学校という形で名称を変更して移行しておりますが、そのすべてが視覚に特化した視覚特別支援学校、もしくは盲特別支援学校ということになっております。聞くところによりますと、大阪府あたりも盲、聾という話があったということもあるようですが、そういった話もすべてなくなっていると聞いております。現在、愛媛県立松山盲学校が盲、聾、知的障害の統合の動きがあって、こちらに対しても県議会のほうから全会一致での再考が促されているところです。そして、沖縄県という2カ所が併設、または統合を進めようということです。これに対して、視覚障害関係者の考えですが、全国盲学校長会というのがありまして、こちらが主催する研究会のほうで大学の教育関係者などの連名で緊急アピール文が採択されております。そちらでは、やはり視覚障害に関しては専らその視覚障害に専念した教育を行える学校が、最低でも各都道府県には1校は必要だと。中核となる学校は1校は置かなければいけないということを訴えております。そして、理療科と言いまして、あんまマッサージ、指圧の教員の全国組織、日本理療科教員連盟ですが、こちらの側からも日本の視覚障害者が職業的自立でいうと世界でもっとも自立しているわけです。その自立を果たしている要因が、あんまマッサージやはりきゅうなどであるということで、それは30年以上視覚障害者の単独の視覚障害者のための職業として守られてきた中で、こういう職業自立が果たされていると。そして、それを守っているのは盲学校であって、その盲学校の専門性が失われるということは職業自立という観点にも非常に具合が悪いということはかなりアピールしております。ということで、視覚障害者の教育者、関係者の立場から言いますと、これは全国的に見ても方向は視覚障害に特化した学校の存続だろうと思います。

○福里実補助者 少しだけ補則させていただきます。全国の統合の動きというものは、まだ具体的にはないのですが、計画が出されている都道府県を見ても、それは沖縄県と違う立地、状況です。例えば1つの県に複数盲学校があるとか、それから生徒数を見ても、福岡県の本議会の中で計画が出されたという答弁がありました。それも実際に見てみますと、複数ある中の1つであることと生徒の実態が少ないということで、沖縄盲学校は70名で来年ちょっとふえます。そういうことを考えますと、決して規模が小さいところではありません。ですので、その辺の説明も仲村教育長のほうからなく、ちょっとどうかなと思っております。

○前田政明委員 今ありましたように、先ほどありました平良さんの新聞への訴えとか、この前の文教厚生委員会の勉強会での話などを聞いて、目に見えない子供たちは指先を目としながら学ぶ子供たちですと。その教育実践では、教育の高い専門性と特別に工夫された教材、教具や教授法が必要不可欠であり、その専門性の継承、発展のための確かな場として視覚障害に対応する教育を専ら行う特別支援学校の盲学校が必要ですよというのが、いろんな専門家の指摘なんです。本当に今そういう面で、全国の35自治体では1校しかない。特に沖縄県のように島嶼県、離島県で寮に子供をつらい思いで、先ほど安室さんも言いましたが、しかし、その結果いろいろあるけれども実際上生きていく道、外国まで行きたいという面でびっくりするような、私も先生に教えてもらった空間、この部屋の大きさとかいろんな概念を指先から教えていくということで、きょうは見ておりませんが運天先生が知的障害の子供の教材と今度の視覚障害児の米粒の音の教材を聞かせてもらって、それから世界が広がる。海外まで勉強しに行くというように、可能性がある。しかし、そこに出会わなければそういう道が閉ざされてしまう。そういう面で少数の流れの中で、ただ人数が100何十名あったものが70名になって教室があいているから、困っているからちょっと連れてきて、いやいや交通整理して広場だけは何とかがしますからというもので、どんどん特性というのが消されていくと大変だと思います。それから盲も聾もやはり最初から公立ではなかった。特に沖縄県の場合は私財をなげうってという障害者の皆さんを人間として一人一人が大事に生きる道を示してきた。そういう皆さんの運動で一つ一つ勝ち取ってきているというのも、私は皆さんと接していて、この質疑の中で感じます。ぜひ、単独校の形、沖縄の聴覚障害、視覚障害の方々も含めて本当によりどころだと。みんなが寄ってきて、後輩も寄ってきて、自分たちみたいに頑張れよという連帯が非常に強いというのをこの前の集会の中でもいろいろと聞いたのですが、やはり皆さんにとってみたら心のふるさとで、人生を生きるためのいろんな苦労があったらそこに戻ればいいというように、かけがえのないところですよ。それをどなたかお願いします。

○仲川福俊参考人 本当に長い2カ月を思い起こしてみれば、結束の固まったいろんな人たちとのつき合いがあったし、きょう私たちの思いが多くこの委員会の中で伝わって、非常にうまく行ってほしいということを中心に願うとともに、署名活動をしながら、一般の人と話をしたら、なぜ弱者同士をこういう形で持つていくのか、これは社会のいじめではないかという反論があるわけ

です。本当に困った人たちが持っているものを活動できる場所を提供してあげて、本当に伸び伸びと、知的障害と併設だったら運動場ではなく農場ぐらい大きくなければいけないわけです。そういうことを考えて、本当に人間が生きていくための糧になるような教育スタンスがつけられてほしいと私は強く願います。

○前田政明委員 私はきのう教育委員会に言ったのですが、特別支援教育の文部科学省の目標は一人一人の子供たちがしっかりと生きがいのある人生を歩むためのものだと、皆さんの運動を含めてなっているわけです。實際上、言葉だけではなくやってもらわないといけないという面で、私は皆さんとの出会い、こういう流れの中で、障害を抱えた皆さんの苦労や子供たちの苦労、そういう意味で先生方が本当に暗中模索でここまで切り開いてきている。全体的にまとまっていますが、障害児、障害者の運動のというのは先生方、父母、そして子供たちの当事者が一緒になって健常者とも連携をしながら一つ一つ切り開いてきている形のものも学ばしていただきましたし、私はぜひ皆さんの道理ある運動の訴えは、必ず県民の皆さんとか県議会のこういう中でも一致できる点ではないかという面で、私どももぜひ一人一人の子供たちが本当に生まれてよかったと、そして未来が見えるという形で一緒に頑張っていきたいと思いますので、皆さん御苦労さまです。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 やはり教育の難しさは、健常者であろうが、障害を抱えている子供たちであろうが大変厳しいということはよく話の中からわかりました。特に、障害児・者の教育の難しさというのは、きょうのお話の中で専門性と安全性が問われる。これは山城先生の話の中で専門性というのが大変強調されましたけれども、現在盲学校は1カ所で人事異動がほとんどないという話ですが、これは農林、商業、工業は農林だけでも5カ所の学校がありますが、先生方は専門課程であっても5カ所の学校を異動できるという利点がありますが、盲学校の場合の専門の先生方は大体何年で異動するのですか。

○山城初子補助者 私もずっとそこにいるわけではなく、最初は15年でした。私は盲学校に骨を埋めるつもりでやってきました。だれも来ないから、校長先生はわざわざ私を呼びに来たんです。だから私は骨を埋めるつもりでいて、沖

繩に盲学校があったのかと思うぐらい本当に視覚障害教育があるということがわかりませんでした。ヘレンケラー、サリバンは知っているけれどもということですから、そうするつもりでいたのですが、でも10年、15年といいましたらやっぱりもっと普通の子の発達を知りたい。視覚障害の子供たちと発達の違いは何だろう。それを知らなければ、本当の専門と言えないのではないかと、視覚障害の本当の特性は何だろうとかと思います。だんだん重複障害が入ってきます。知的障害の子供のことも勉強しないといけない。そして肢体不自由の子供も来ます。そういう子供のこと知らないといけない。私は特別支援教育で複数の障害に対応できる学校をという言葉は、ただ2つの障害を一緒にしてとか、学校と学校を一緒にするとか、集団と集団を一緒にするというものではないと私は思っているんです。それは盲学校にも重複障害で肢体不自由の子がいて、先生方の話を聞いたら盲学校のためにつくった教室は車いすを置くと狭い、そして食事をさせるための特別な机、教具をつかってやると、食事指導のための教具を置かないといけない。それから車いすも置かないといけない。今まで普通の単一障害、目だけが不自由で知的障害の子供が来ていたのとは全然違うんです。視覚というのは、主障害は何か。5つの主な障害がありますが、盲、聾、知的障害、病弱とかがありますが、その中で視覚障害は主障害になり得るんです。視覚障害に対応ができないために指導ができないと言われます。先ほどの質疑の盲学校での任期については今、5年と言われているんですが、私は15年いましたので、15年いたら専門になります。

○仲田弘毅委員 山城先生の思いがひしひしと感じます。もっと言いたいということもわかりますが、新垣先生は体育が本務でその体育の専門以外にこの盲学校は盲学校の視覚障害のいろんな資格、あるいは聾学校が聾学校での資格、こういう養護学校関係を多分異動されていると思うのですが、その専門課程を取るための資格は、夏期休業期間にこの講習を受けてやると思うのですが、この資格に関する費用は個人で資格を取っているのか。それとも教育委員会の予算がついているかどうか。

○新垣京子補助者 教育委員会の予算です。

○仲田弘毅委員 ぜひ、養、盲、聾の各学校の先生方は一時期資格が取られていない先生方がいらっしゃる云々ということもありましたが、こういう障害を抱えた、特に手のかかる子供たちのための教職員は頑張っていたきたいと思えます。そして、きょう安室さんと平良さんが保護者代表で出ているわけです。

が、子供が誕生して一番最初の教師は親だと言われています。まず、親が一生懸命に頑張ることが大事でありますし、五、六年前に養、盲、聾のPTA連合会が結成されました。小学校、中学校の県PTA、高等学校のPTAは一緒になって子供たちをいかによくしていくかという研究会も持たれておりますので、ぜひ今のスタンスで一生懸命に、自分の子供はもちろんですが、地域の子供も育てるために頑張ってください、大変敬服いたしました。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

兼城賢次委員。

○兼城賢次委員 中身のことについては、委員から質疑があつて理解させていただきました。盲教育の状況というのは、私は知らないままに質疑を聞いていたのですが、大変勉強させていただきました。陳情書の1、2、3、4、5に理由を述べております。私が今お聞きしたかったのは、併設型では単独型でいきたいというのは2点目の過去の盲、聾学校時代がありながら、盲と聾が分離されて現在の盲学校に至ったということがあるわけです。このことについてお聞きするのは、やってみただけでも結果としてまずよかったのか、よかったのかという結論が出るわけですね。分離してよかったのか、単独校でいったほうがよかったのかという視点だと思うんですね。そうすると、昭和34年に盲と聾が分離されたという経過はよかったとするのか、まずよかったとするのかが問われると思います。まず、一言でこの私が申し上げた件についてお聞かせください。

○福里実補助者 これは全国的な流れでもありました。盲、聾が同時に併設される場もありました。もともと、盲と聾は世界的に見ても別々に教育が必要だと知っていながらもいろんな理由で、施設面、予算面で盲、聾一緒になって明治期につくられているところも全国的に多いです。沖縄の場合は、大正10年に宮崎県から来た方がつくっております。もともとは別だったのですが、戦後の昭和59年に単独校にしたというのは、やはり環境が違うということ自分たちも願っていたと聞いておりますので、傾向としてはよかったと思います。時期は遅かったか早かったかというのを聞かれるとちょっとお答えできないのですが、傾向としてはよかったということです。

○兼城賢次委員 早かったか、遅かったかということではなく、この昭和34年に盲と聾が分離された結果がよかったということでお聞きしたので、決して早い、遅いの時間的なことを聞いておりませんので御理解願いたいと思

ます。私がお聞きしたかったのは、盲と聾であれ、皆さん方が知的障害を併設することと全く同じような状況にもとに戻すという形になるものですから、私は今説明がありましたように分離されたこと、単独校でいったことが特性ある教育ができたと理解するものですから、それはもちろんほかの委員から質疑の中でそれは理解していたのですが、あえて陳情の点からしてこれは確認しておかないといけないということで質疑しておりまして、決してわからないとか、わかるということではなく、陳情の趣旨としてこれを確認させていただきかけたということでお聞きしました。どうもありがとうございました。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

以上で、仲川福俊参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

仲川福俊参考人、補助者の安室悦子さん、平良真由美さん、山城初子さん、新垣京子さん、中本与一さん、福里実さんありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人退室)

○前島明男委員長 再開いたします。

次に、沖縄ろう学校PTA会長洲鎌八恵子氏から説明を求めます。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、その後参考人から補助者から出席及び説明の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た)

○前島明男委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○前島明男委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、洲鎌八恵子参考人から県立沖縄ろう学校を聴覚特別支援学校として存続を求める陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

洲鎌八重子参考人。

○洲鎌八恵子参考人 まず初めに、県立沖縄ろう学校高等部は、きょう1年生を修了いたしました高良みきさん、平良さところさん、連名の手紙を預かってまいりました。ここで読ませていただきたいと思います。「私は小さいときから、聾学校に通い発音訓練という厳しい訓練をしてきました。両親は社会性を身につけてほしいという願いから、1年早く幼稚部を中退しました。それから普通の幼稚園、小学校、中学校と通ってきました。読唇術を身につけたおかげでコミュニケーションには余り苦労しませんでした。読唇術を身につけたからといって、全部の話の内容がわかるはずがありません。たくさんの数え切れない言

葉の中には似ている言葉、似ている口の形があります。その一つ一つを確認して、理解するのに時間がかかります。人と話していく中で、読み取れなくて、理解しにくくて話について行けないときが何度かありました。小学生のときは言語学級に通っていて、授業で先生の話を理解することができないところをカバーしてもらえました。そのおかげで少しずつわかるようになりました。友人たちに支えてもらいながら、無事小学校を卒業し、中学校へ上がりました。その中学校では言語学級はありませんでした。両親は言語学級がなくても大丈夫という理由です。今までとは違った環境で勉強するということが不安がありました。FMマイクというものを先生につけてもらい、唇を見ながらメモをとっていました。それでも完全に理解するのが難しくて悔しかったです。幸い私はとてもよい友人に囲まれていたおかげで、ノートを見せてもらったり、教えてもらったりと助けてもらいました。先生方の中には、私を理解してもらえなかったことがありました。補聴器をつけていれば健常者と同じようにわかるんだと勘違いをしてしまう先生がいました。それは間違っています。健常者と同じではないのです。私は耳に障害があって、聞きにくいだけなのです。なぜ健常者と同様に扱われないといけないのかと疑問に思うことが何度もありました。そして中学3年生になり、志望校を決める時期がやってきました。私はこれまでのことを通し、ありのままの自分を受け入れてくれる学校、そして勉強をしやすい学校、この2つの理由で聾学校を受験することにしました。初め、聾学校では一人一人に合った指導計画を立て、わかりやすく教えてくれたり、将来のことを一緒に考えてくれる先生がサポートしてくれることなど期待をしました。合格し、入学しました。待ちに待った授業が始まりました。私は進学希望なので、ほかのみんなとは違う時間割りで授業を進めることになりました。マンツーマン指導になり1対1で授業ができました。唇が見やすく、話の内容がわかりやすいとうれしかったのを覚えています。入学したときの私は、手話というものがわかりませんでした。先輩や後輩たちが楽しそうにおしゃべりしている姿を見て、まねて覚えました。今ではほとんど手話でおしゃべりをしています。授業は相変わらず口話中心で進められています。マンツーマン指導なのに、なかなか理解できずに進んでいくばかりの授業でした。先生のどこかに健常者並みに教えてもいいやというのがあるかもしれません。口話だけだと神経を使って疲れるから先生が手話を使ってくれたらなと思うこともありました。授業の中でちょこちょこ手話を教えて会話をしています。それでもやっぱり完璧というわけではありません。授業で教える内容や方法を簡単に私に合ったものをしてくれるとありがたいなと思います。一人一人の特別支援計画というのがあるのを聞きました。それを親と先生が相談をして、計画を決めるとい

うものです。でも実際に支援を受けるのは本人なので、本人の希望や意見を聞いたほうがいいのにそのようなことはありませんでした。本人の将来のことに大きくかかわるものでとても大事だと思います。進学を希望しているので、進学に関するレポートをしてほしいと思い、模擬試験、英語検定、漢字検定をやってもらうようお願いをしました。その答えが人数が足りないので、ほかの普通学校でやってくださいでした。どうしても受けたかったので強くお願いし、どうにか模擬試験と英語検定だけ受けることができました。行事などでかぶって、試験を受けられたのは1回だけです。授業でつまずいた内容を詳しくやってほしいので、夏休みなどを利用した講座をやってほしいとお願いしました。休みは先生方の研修などでできないという理由で、そのかわりに塾に行ってくださいというのが答えでした。私は一人一人に合った授業、将来のことを一緒に考えてサポートしてくれると思い、聾学校に入学しました。それなのにその理想とかけ離れていてショックでした。これが聾学校の現状です。今と昔を比べてみると、今のほうが少しだけよくなっています。過去は手話を使うことを禁止されていました。私たちの言葉、手話を生徒、先生たちが使うことがなかったと聞いています。また、中には進学したいのに聾者だけの仕事につかされたり、ひどい現状だったそうです。だけれども、今は卒業後の進路の選択肢が広がっています。先生たちは生徒と少しでもコミュニケーションがとれるようにと、日々手話を覚えたり、聴覚障害について勉強しています。本当にありがたいことですが、健常者並みに教えてもいいやという考えが少しはあるかもしれません。はっきり言って、私たちは聾です。聾には、聾なりの教育方法、コミュニケーション方法があります。きょうまで築かれてきた生徒、先生の努力があってこそ今の聾学校があります。聾と健常者との壁はとても厚く、かたく、高く、簡単に乗り越えられません。長い時間をかけて、生徒と先生との間の壁がどんどん低くなってきています。この環境は決していいというものではありませんが、これから時間をかけてもっとよりよい環境になると信じています。したがって、私たちは県立沖縄ろう学校を単独型として残してくださるようお願いいたします。」

これは2人の女子生徒が書いてくれた手紙で、聾学校を何とか残してほしいという思いを手紙にしてくれました。きょう預かってまいりました。沖縄ろう学校を単独型で残してほしいという私の思いをお話しさせていただきたいと思っています。

まず初めに、他の障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害者の方たちを排除している、差別しているという報道が何度かありましたが、決して私たちはそのようなことを言ってもいないし、考えてもいません。これだけは初めに申

し上げております。それから、県立沖縄ろう学校が単独型になって49年間、県立沖縄ろう学校として児童生徒の社会参加、自立へ向けて今まで頑張ってきました。皆様御存じのように、沖縄県には県立沖縄ろう学校が1校しかありません。離島を含め、子供たちは毎週のように飛行機に乗って通い、寄宿舎で親と離れて生活をしてる子もたくさんおります。その学校を、今、県が知的障害との併設校にしようとしています。沖縄県にはほかに、聾教育の先生を育てる場、言語指導の先生を育てる場というのがないに等しいです。県立沖縄ろう学校には、普通小学校に通う言語学級の先生であったり、学びに来る場でもあります。これがセンター的役割を十分に果たしていると思います。卒業した児童生徒が悩みを打ち明けられず、聾学校に来て先生方に相談をするという場面も多々あります。それから教育課程の違いで、聾学校に関しては教科書を使った授業が主です。その中でも子供一人一人で勉強方法が違います。手話、口話、筆談などいろいろあります。先ほどの手紙にあったように補聴器をかければ、みんな聞こえるというものではありません。本当に補聴器をかけても全然音が入らない子はたくさんおります。今、聾学校で一番力を入れて進めているのが、読書です。子供たちに字を読ませ、覚えさせ、それを理解し、身につけていくという読書の時間をたくさんふやしています。子供たちには、例えばリンゴの3つの音でどれがリンゴとくつつくのかわかりません。リンゴを目の前に持ってきて、これがリンゴと初めて言葉としてその子の中に入っていきます。1回やったら、その子にすべてそれが身につくかというところではないです。幼稚部のときにそういったことを毎日繰り返します。1つの言葉に対して、多ければ50回も100回も勉強します。そうして、今の子供たちはここまで文章を書いたり、勉強をしたり、一つ一つの言葉の意味を理解していきます。それから、昔の聴覚障害の方たちは学校を卒業したら働く道しかなかったと聞いております。でも、今は大学進学、専門学校、沖縄県内でもたくさんおります。今、県立沖縄ろう学校にいる生徒の中にも進学を希望している子がたくさんおります。そういった中に併設という環境をつくってしまうのは、余りにも子供たちにとっていい環境とは思いません。それから、県の説明会というものが今まで4回県立沖縄ろう学校のほうでありました。3回目は保護者、先生を含めた説明会でした。1回目は、県のほうから大人数だと話がまとまらないので代表の方四、五名とだけと話をしたということで話をしましたが、結局、県の説明は何度も同じ内容でしか話してくれませんでした。私たちが聞いた専門性を保つと仲村教育長はよく口にするのですが、その中身を教えてください、あなたたちが考える専門性は何ですかという問いに、きちんとした返事が返ってきませんでした。私たちが納得する回答が得られませんでした。それと一番最初の説明

のときに、県立名護高等学校、宮古島市の高等学校の統合の話題を持ち出しました。それと同じように特別支援学校の併設をしようとしている県に対して、私は疑問を感じました。その中で知的障害児がここ数年過密化していて、教室にも入りきれない状況だと聞いたのですが、これは今に始まったことではありません。五、六年前から出ている話であります。それから委員にお配りしました資料の中に学校教育法等の一部を改正する法律の概要とありますが、これ1枚が県教育委員会からいただいた資料です。この中の真ん中のほうにあるのですが、学校教育法の一部改正、盲学校、聾学校、養護学校、障害種別を超えた特別支援学校に一本化というところを県はこの言葉どおりに受けとっています。でも私たちはこれを盲学校、聾学校、養護学校を一緒にしなさいという意味の言葉にはとっていません。裏にあるのですが、学校設置者がそれぞれの地域の実情に応じて判断することとあるのですが、これは県教育委員会が自分たちの都合のいいように解釈しているのではないかと思います。おとといの新聞等にもありましたが、仲村教育長が公立小中高校の空き教室などを利用すると示唆しているという報道がありましたが、そういったことも含め、新しい学校を1つ建てていただいて、解決するとも思っております。ぜひ、その方向で進んでほしいと思っております。最後に、私の子供は、きのう小学校を卒業しました。あと6年間、聾学校で私の子供は勉強していきます。今の県の計画が今のまま進んでしまえば、私の娘が高校1年生のときに一緒になります。一番大事な時期だと思っております。私は親として子供に大学進学を目指してほしいなと思っております。そういう大事な時期に校舎の建てかえ、障害を超えた児童生徒が入ってくる環境の中でこの子は静かに勉強をしてくれるかなという不安がとてもあります。今、聾学校の先生方は、今でも足りない、私たちには足りない部分がたくさんあるとおっしゃってくださいます。そして、きょう離任式があったのですが、先生方はやっと手話を覚えて、子供たちと会話ができるようになって、3年、4年、5年たったら、はい、さようならと出ていってしまいます。まして、聾教育の免許を持った先生までも転出されてしまいます。この沖縄県でほかに聾教育の免許を利用できる場所はどこにあるのでしょうか。県立沖縄ろう学校しかないと思います。そういったこと一つ一つをとっても、とても県教育委員会が考えている計画には納得できません。そのために私たちは県立沖縄ろう学校を単独型でぜひ残してほしいと思っております。

○前島明男委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 まず今の話を聞いて、非常に気持ちが伝わってまいりました、本当に大変だなということで。今回、単独校で県内に1カ所しかないということで、まず離島の方々というのは非常に大変だと思うんでね。もう少し具体的に離島の方々というのはどうなんですか。

○洲鎌八恵子参考人 子供たちは、月曜日の朝に飛行機で学校のほうに来ます。このときには親が付き添います。それで2週間に1度、また飛行機に乗って帰ります。このときには親が離島から飛行機に乗って迎えに来て、帰って行くという状況です。

○赤嶺昇委員 離島県ですから、本来であれば離島にも宮古地区、八重山地区にもあればいいと、子供たちも。その中で離島から飛行機で通う、保護者も一緒についてくるといのは結局はいろんな面で大変だということで、今回もし単独校から併設型になった場合に、一番冒頭におっしゃってございましたように、ほかの障害の方々云々ではなく、今いる子供たちの進学を初めそういったものもしっかり充実させていきたいという思いがあると思います。ですから、やはり単独校が併設型になった場合に皆さんが一番懸念することというのはどういうことなのかお聞かせください。

○洲鎌八恵子参考人 まず先ほどの中にもありましたが、教育課程の違い、聴覚障害教育は教科書をもとに授業を進めていきます。進学、専門学校への生徒数がここ最近伸びてきています。問題点ですが、安全面で聾の子供たちは比較的体は丈夫、足がしっかりしておりますので動き回ります。行動範囲がとても広いです。それと子供同士のコミュニケーションの問題が大きいと思います。同じ敷地内、同じ校内にいて、聴覚障害の子供が朝おはようとあいさつをしたときに相手はそれを理解してくれません。そういったコミュニケーションがとれない子供たちが同じ学校にいて、子供たちにとってはその環境はいいものだろうかと思えます。今の学校はおはようとやったら、おはようと返してくれます。逆に私たちの子供は、違う障害の方たちの言葉を聞き取ることができません。そのときにこれは普通の大人の社会でもありますが、話しかけたときに返事をしなかったら無視されているのかなと思うのと同じで、子供たちはもっと

それが大きいと思います。そういった環境で、今、子供たちは向かい合って話をする、後ろから話しかけるとときには肩をたたくといった技術をきちんと身につけています。だけれども、それをわかってくれない子供が入ってきたときに問題が生じるのは目に見えていると思います。そういった部分も県教育委員会の方に申し上げたのですが、そういうものはその場になれば解決するとはおっしゃってくれませんでした。同じ校内にいるのだから、そのときに県教育委員会の方がおっしゃった言葉を申し上げると、聴覚障害児の子供たちは、とても賢くて優しいから、知的障害の子供たちを優しく迎え入れてくれるでしょうとおっしゃいました。私たちの子供は、学校に通わせて、言い方が間違っていたら申し訳ないのですが、学校に勉強しに行くのであって、知的障害者の子供たちと仲よくなって、一緒に楽しく遊ぶためにいくではありません。とにかく1日1つでいいから、言葉を覚えてほしくて学校へ通わせています。

○赤嶺昇委員 今、洲鎌さんもおっしゃっていましたので、保護者、もしくは先生の立場からその点についてあればお願いします。

○大濱美和補助人 今、質疑がありました問題を保護者として考える問題点ですが、同じ聴覚障害の学校、集団であっても程度や教育方法、手段、取り組み方、先ほど手話、口話などが上手、下手もまだまだありますし、年齢によってもまだまだ違いますので、子供によって全然変わってきます。異なる障害種は、同じ環境に置けば、さらにそれぞれの聴覚障害、重複障害の子、知的障害の子など細かく対応することが難しくなると思っております。最初の県の説明では、敷地は一緒であっても建物も、教職員も、教育環境、教育内容、課程も全部別にすると。これまでどおりの教育がしっかり受けられるという話だったのですが、その後を繰り返し聞いていると、例えば県立美咲養護学校に行った説明の中では、同じ学校にいるのだから先生方の異動は人事異動ではなく、建物内移動で日々の生活の中の移動は当然にあると説明をされたと聞きました。聾学校の説明でも保護者からの意見で私が説明したことなのですが、聾学校にいるのに相手が養護学校の教職員であったり、養護学校の児童生徒であったら、手話を知らなくても仕方がない、伝わらない状況も仕方がない、会話が成り立たなくても仕方がないということがあっては困るんです。1日の中でそれが1度でも2度でもあると私は親として困ります。それを意見したところ、養護学校の先生にももちろん手話を覚えてもらう必要があるという返事がありました。手話を使える方がふえるという意味では、うれしい回答かもしれませんが、でも現状でも先生方の異動に関して、今の段階で障害児教育に対する配慮がほとん

どなされていないという感じがします。聾学校の子供たちを教育する上で、もっとも必要であると思う手話等のコミュニケーションの方法、筆談でも何でも、そういう方法とか指導方法を経験を重ねることである程度まで先生方は身につけられるのですが、普通の学校と同じように数年で異動が余儀なくされています。保護者の要望、ベテランの先生だったりとか先生方も経験を身につけて、さらに生かして取り組みたいと思っているところで、その希望もかなわない状態がありまして、担当される先生により教育方法、経験年数が違いますから、教育方法に差があって、とても不安定な状況で新年度をスタートさせることが多くあります。このようにただでさえ、堅調な子に比べて学年層の学力をつけることが難しい。聞こえないけれども考える力がある子はたくさんいるので、手段、方法さえあればしっかり勉強していけるのではないかと。私の子はまだ小学校1年生ですが、大きい子たちを見て思っております。その学年層の力をつける方法が難しいんです。教えるのも、教わるほうもまだ言葉が少ないので、日々試行錯誤している状態。その上、聴覚障害と知的障害というように複数の障害を一緒にしてしまうと、今以上に先生方の負担がかかるなというのが容易に想像がつかます。教育の場として、今までどおりに時間とか、労力をかけてもらえないというのは教育を受ける側の子供たちにとってもマイナスの影響しかないと思っております。生活環境という面でも口話でコミュニケーションをとるのがとても難しいんです。少し上手にしゃべれる子でも、実は聞き取りはそうでもなかったり、勘でしゃべっていたりとかたくさんありますので、本当に全くできない、私の子も全くできません、手話のみです。コミュニケーションをとることが難しい子供たちには、せめて学校の中で聾学校へ行かせているわけだから、学校の中では安心して会話を楽しんでほしいと親の願いです。普通の子が普通に学校で過ごせるように、当たり前前時間をこの子たちにも過ごさせてあげたいと思っております。授業以外の時間でも生活する中にたくさん言葉があつて、その中で子供たちが成長できる場面がたくさんあります。そこがコミュニケーションをとれる場であるかどうかがとても重要で、普通にコミュニケーションというのはそんなに感じないと思いますが、この子たちにとってすごくコミュニケーションが大事なんですけれども、ほうっておいて言葉が入ることはまずないです。どんなに補聴器がうまく合っている子でも100%入ることはないので、本人が意識的に情報を集める力をつけなくてははいけない。先ほど高等部の生徒の手紙がありましたが、とても日本語が達者なんです、正直言ってここまでの力がつくことはまれだと思います。この子たちでさえも口話の難しさ、中学校まで普通校でやってこれた子でさえも本当に神経を集中して一つ一つの授業を受けている状態。この子たちは、情報が大事だとわかっ

ているから、言葉が大事なのがわかっているから、とても神経を集中して授業を受けているんです。だけれどもそこに行くまでの、そこに行かない子供たち、例えば幼稚部や小学部の低学年だったりすると、会話が複雑になってくると会話をあきらめてしまうんです。伝えようと思ったことを、相手が何度も繰り返していると自分の言葉の未熟さだったり、言葉の足りなさだったり、もういいとあきらめたり、目をそらしてしまったりというのがたくさんあるんですね。そういう中では、ただおしゃべりを楽しむみたいですが、その中に一個一個、意識的に、親も本人も意識的に必要なんだという気持ちで言葉を集めていかないと、この子供たちに言葉は身につかないので、1回使って覚えられる日本語ではないので、コミュニケーションがしっかりとれる、とれないということがとても大きな問題だと思っています。併設になるということは、その限られた場所を壊すことだと思っています。県に1つしかない聾学校ですので、今、通っている子供たちだけではなく、まだ飛行機で来れる子はまだいいかもしれないのですが、遠くて通えない子、離島の子だったり、普通学校を選択した聴覚障害を持つ—重いも軽いも持つ子供たち、その子にかかわる保護者やその子を受け持つ普通学校関係者、卒業生などがすべて情報を利用できる場所がその県が最初に言っていたセンター的役割を果たす聾学校の意義なのではないかと思っていますので、過密化を解消するのと、特別支援教育と同じように並べてしまうのは、この子供たちに障害があるから、ある程度まで成長できればいいだろうと言われているように思えてなりません。この子供たちだって、学力がほしいですし、併設になるということは、今は学力は二の次、三の次でいいのではないかとされているように感じています。

○真栄城守信補助者 先ほどからの質疑に対して補足いたします。私どものPTA会長、また保護者の話からいろいろとあったのですが、学習環境の話に触れておりませんので、先ほどから言語獲得、言語指導のほうで話が出てきました。言語獲得するにはかなり難しいということで、まず私の子供が言語指導に入るときに言葉の意味から教えます。言葉ということがあるんだよということから教えます。多分皆さんは想像つかないですよ。ものには名前があるということを段階を踏んで学習していきます。その学習の場が個別指導なんです。これは集団的な場での学習では言語は獲得できません。言葉は覚えられません。幼稚園になる前からマンツーマン、もしくは少人数の二、三人のグループで言語獲得の授業を進めていきます。そういうように教育課程、知的障害などいろいろな各種障害があるのですが、特に聴覚に関しては個別指導という少人数での指導が大切になってきます。その中で皆さんは多分補聴器のことに関して御

理解なさっていない部分があると思いますが、補聴器をかけるとすべてが聞こえるのではないです。私たちが耳を押さえて聞いているように聞こえるのかなと想像する方もいらっしゃるのですが、全く違います。親である私たちでさえ、どのように聞こえているかわからないくらいひずんで聞こえたり、小さく聞こえたりいろんな聞こえ方がします。先ほどからそこで演説がありました、皆さんの耳にも入っていると思いますが自然にカットしますよね。しかし、補聴器をつけるとそういう小さい音までもすべて拾ってしまいます。それがダイレクトに耳に入ってくる。だからこそ、少人数での教育環境をつくって言語を教えていくという教育環境が大事なんですね。これがもし今回併設の話が出ていますが、併設という形で他の障害種が入ってきたときに、本当にこの学習環境が保証できるかというのがすごい疑問です。まず第一に私が訴えたいのは、特別支援教育というのは、個々の障害のニーズに合った教育をするというのがニーズなんです。そこに私たちのニーズは何もないわけです。だれがそれを決めて、今回併設という問題を取り上げたのか、何が根本になって併設するのかという、この辺を突き詰めて考えると答えはおのずと出てくるのではないのでしょうか。ニーズは何もありません。

○船越裕輝補助者 私は以前、知的養護学校にいました。6年前にこちらに転勤してきたのですが、もし併設になったときに何が懸念されるかということで、1つは同じ学校でありながら、お互い気にしながら、お互いが我慢しながら学校生活をしていかないといけないのかというのが懸念されます。例えば、併設になったときに県の説明では、教室は分けるのですが共有の施設の体育館、運動場、プールは一緒に共有していただくことになりまますという説明がありました。それということは、時間割りを調整しないといけません。私たちは幼稚部から高等部までありまして、特に幼稚部は3歳児から5歳児まで、小学部の低学年、高学年、体育館、プール、運動場を使用するときに子供たちのリズムに合わせて、午前中のこの時間がいいと優先的に取り入れているわけです。そういういったものを調整しないといけなくなる。行事のために時間割り変更が出てきます。それも物すごく煩雑になるなと懸念しています。もう一つ、県の説明からもありましたが、1つの学校なので入学式と卒業式の儀式的行事は一緒にやってほしいという話がありました。それも私は両方経験してわかるのですが、きのうも卒業式があったのですが、情報保障ということでもちろん手話通訳がつくのは当たり前です。もう一つは要約筆記もつきます。そばで職員が打って、プロジェクターで出していきます。それプラス発表原稿を事前に書いていただいて、それも提示するというようにやっています。知的の学校ではあり

得ません。卒業式というのは、私たちはとても大切にしたい。学校生活の集大成だということで、子供たちにしっかりと今までやってきたことを反すうしながら卒業してほしいというのがありまして、一緒にやるにはいろいろと懸念されるなと思います。

○比嘉豪補助者 沖縄県聴覚障害者協会会長の比嘉と申します。今回は聞こえない立場で意見を申したいと思えます。少し難しい話になりますが、皆さんに資料をお配りしましたサラマンカ声明、これは1994年6月にスペインのサラマンカというところで教育にかかわる専門家が集まって意見をまとめて出した声明文です。わかりやすく言いますと、インクルーシブ教育、それからアプローチを促進するための教育、わかりやすく言いますとノーマライゼーション理想に合わせて障害を持っている人も、持っていない人も一緒に生活できることを目的に教育をするという意味です。そういう考え方に反対しません。とてもいいことだと思っております。省いてお話ししますが、その中で4ページの教育政策はと書かれている7番目のほうですが、「教育政策は、個人差と個別の状況と十分に考慮すべきである。例えば聾啞者のコミュニケーション手段としての手話の重要性が認識されるべきであるし、またすべての聾啞者が彼らの全国的手話で教育にアクセスできることを保障する準備がなされるべきである。特有のコミュニケーションニーズがあるため、彼らの教育は特殊学校もしくはメインストリーム」というところです。簡単に説明しますが、大事なところは2年前の12月に国際連合の中で障害者の権利に関する条約が採択されました。そして去年9月に高村外務大臣が署名をされました。それに対して、障害者の権利に関する条約に合わせて実施されることになっています。この障害者の権利に関する条約の中に、まず第24条に教育の中に手話の習得、またコミュニケーションを促進することと書かれています。ページで言いますと最後のほうになります。国際連合で採択されと書かれているところです。第30条も障害者にはその独自の文化的及び言語的なアイデンティティの承認及び支持を受ける権利があることを規定しています。つまり、手話は言語であるということを認めてもらったわけです。そういう意味で聞こえない立場から意見を申しますと、まず聴覚障害ということは外面から見ただけではなかなか理解されにくい障害です。わかりやすく言いますと、内面的な障害とも言えます。どうしてかという、今、社会のほとんどが聞こえて話すという当たり前の生活を送っています。視覚障害者も知的障害者も身体障害者もすべてコミュニケーションは、聞いて話すことが基本となっています。これは当たり前のことです。その中で聴覚障害は、聞こえないためにそれがなかなか実現できない。そのことを皆さんにき

ちんとわかっていただきたい。それがわかっているかどうかです。それが大きなかぎになると思います。どうしてかと申しますと、聞こえて話すという中で自然に国の言葉、日本語を覚えていくことができるわけです。それに合わせて、話し言葉も自然に覚えていきますし、それは当たり前のことなのですが、聞こえない人の場合はそれが聞こえないために日本語の言語をなかなか獲得することができない。聞こえないという意味はどういうことかと言いますと、人によってそれぞれ違うのですが、まずわかっていただきたいことは聞こえるという意味は2つあります。1つは、相手の声が聞こえる。もう一つは音の区別ができる。例えば、医者、石屋とか、記者、会社、帰宅など似たような言葉が聞こえるときと言っているのか、しと言っているのか、しゃと言っているのか判断がなかなかできません。音は聞こえるのですが、3つが同じように聞こえる場合があります。その区別ができないわけです。そういうあいまいな中できちんと聞くことができるかどうか、その辺がとても難しいところです。それに従がって自分の声も聞こえないわけです。自分の声が聞こえないと皆さんと同じように発音することができないわけです。自分の声を聞いて、聞けば皆さんと同じように発音することができるかもしれませんが、そのような状態の中で、どんな方法で教育を受けることができるのか。結局は聞こえない、聞こえないために見る力、視力に頼るしかないんです。ですから、見えない音をどういう形で獲得していくか、それがどういう教育になっていくかということを理解していただきたいと思います。そういう意味で手話が必要になってくるわけです。本当の教育は何かと言いますと、聾教育の場合は、まずコミュニケーションがきちんとできるかどうか。コミュニケーションがスムーズにできないままで、きちんと教育ができるかどうか。これが大きな問題になってくると思います。ですから本当に安心して、伸び伸びと自然に教育を受ける環境をつくっていくことが必要だと思えます。皆さんは当たり前のこととしてわかっていると思いますが、インクルージョンのためにみんなと一緒に生活できる条件は、そういう考えには反対はしませんが、しかし、聴覚障害者の場合は方法が違ってくる。コミュニケーションの方法が違ってしているわけです。聞こえるほうも全く違ってくるわけです。コミュニケーションをスムーズに図れる環境を、自然な情報が自然に入ってくる環境をどうやってつくっていくかということ、その場はどこかということやっぱり聾学校なんです。聾学校の中なんです。ほかには方法はないと思います。ですから、そういう意味できちんと手話などを見て、情報がわかる、形に変える、そういう環境をつくるのが本当にそこで教育が生まれてくるのではないかと思います。一つ問題があるのですが、以前に授産施設である障害者と一緒に仕事をやっていたのですが、その中で聴覚障害者と知的障

害者と一緒に作業、例えば草刈り作業を行っていたことがあります。そこで問題が起こったわけです。どういう問題かと申しますと、知的障害者1人と聞こえない方と一緒に草刈り作業をしている中で、当然にこの2人はコミュニケーションが通じません。言い方は悪いかもしれませんが、知的障害者が草刈りをやめて、ぶらぶらと歩いている。これは仕方がないと思うのですが、きちんとその状況を把握していた人もいなくて、指導者もいなかったのです。そばには聞こえない聾啞者がいたのですが、仕事をしなさいと聾啞者の方が注意をしたんですね。しかし、知的障害者は手話がわかりませんよね。ただ聞いて、見てないからそれがわからないわけです。聾啞者の方からだめだから、ここに来てもう一度作業しなさいと言うのですが、コミュニケーションが通じないわけです。逆に、知的障害者の方が自分はいじめられると錯覚、誤解をしてしまったんです。そういうことを繰り返していく中で、この2人は仲が悪くなって、一緒に仕事ができなくなってしまったというケースも時々あるわけです。そういう面を考えてみた場合に、基本的なことは何かと言いますと、やはりコミュニケーション。皆さんとはコミュニケーション方法が聴覚障害者と違うので、このコミュニケーションが違ってくるところから問題が生じてくるわけです。その辺をきちんと理解していただきたいと思います。それからもう一つ、私、個人的な話になりますが、私は県立沖縄ろう学校の卒業生ではありません。私は東京の筑波大学附属ろう学校を卒業しました。そこで教育を受けました。そこで幸いにもいい教育を受けることができました。そのおかげで人並みに生活できるということです。なぜかと申しますと、もちろんその学校でも口話教育はありましたが、手話に対して指定はされておられませんでした。手話が必要だということを知っていました。学習教育の場でも当然に手話を使っていました。手話を使って、それを見ながら勉強していたわけです。それに合わせて学力がレベルアップできたと思っています。もちろん、先輩も後輩も聞こえない方ばかりです。手話集団と申しますが、聞こえない人も特にその中で生活しているわけではなく、聞こえない人だけの。同じように、そこで一緒に生活する中でコミュニケーションはスムーズですよ。そしていろいろなこと、例えば一人一人の見方、考え方、受け取り方などのいろいろな方法が手話でコミュニケーションをとる中で自然に獲得していくわけです。そのかわりから人間性を培っていくこともできたわけです。そういう意味で、聾教育はやっぱり手話が必要で、目で見える形の教育が必要であるというカリキュラムをきちんと行ってほしい。それからもう一つ、目に見える形で情報をいろいろ与えてくれる環境が必要なわけです。それから集団です。聞こえない人だけの集団が必要だと思っています。1つの学校に2つの障害を入れるという方法ではつきり言えますのは、1つの箱に

2つの物をごちゃ混ぜにして入れるようなことで、それは大変困ると思います。例えば、2つの箱をつくってもらって、そこでそれぞれの専門的な教育、カリキュラムを進めていただければ、そういう形であれば反対いたしません。今、県の回答としましては、はっきりとした回答がもらえていない状況です。1つの箱に2つの障害を入れて、ごちゃ混ぜにするような教育になると大きな問題になるのではないかと考えております。そのことを皆さんに御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員 今、それぞれお聞きしまして、本当に切実な思いと理解できました。その中で、洲鎌さんがおっしゃったように子供に進学をさせたいと。その子供たちが将来、自立していくためにも勉強したい子供たちがしっかりと勉強する権利がありますから、その権利を県教育庁が守るということが何よりも大事ではないかとおっしゃっていることだと思っておりますし、船越さん、大濱さんがおっしゃっているように、子供たちが学校へ行って、ちゃんとした環境の中で勉強ができるということがほしいんだということで理解しました。教育庁は、子供たちの教育環境を保障することが第一であると2日前に答弁しております。ですから、今の話を聞くとそれぞれ知的障害者の皆さんもあると思いますが、やはり今の聾学校の単独校がしっかりと守らないといけないと私は思っています。そこで今回いろんな話が出て、正直言って今回のこの委員会で皆さんの話を聞くことができたことは非常にいいチャンスだと思っております。併設型の話が出て、その中でむしろ単独校としてでも課題が本来ならばあるかと思うんですね。ところがそれ以前に、この併設型の問題が出ましたから、最後にむしろ今、併設の話ではないにしても単独校としても本来課題があるんだということが幾つかあればそれだけお聞かせいただければと思っております。

○洲鎌八恵子参考人 今ある問題の1つに、先ほども申しましたが先生の異動、聾教育の免許を持って、もう学校へ赴任してきてくださって、その日からきちんと手話で入学式の日から授業してくれる先生が、今の聾学校の中に数えるほどしかおりません。そして、きょう、聾教育の免許を持っている先生が何名も出ていかれました。そういう状況に今もあります。まず、そういった問題で、4月に皆さん、初めましてと来た先生は、手話を1つもできない状態で赴任してまいります。それから子供たちとの毎日授業の中、遊びの中、学校生活の中で先生方は手話を覚え、授業後の研修等で覚え、やっとな一人前に手話で子供たちとコミュニケーションがとれる時期になったときには転勤されてしまうという状況はいまだに変わりません。それから、資料の中の1つに子供たちの病気

の名前が入ったものをお配りしているのですが、これは平成19年度に76名の児童生徒がいる中で、これだけの病気を持った子供たちが聾学校の中でこれだけいます。これだけの病気を持った子がいます。これだけでも十分に複数の障害に対応しているわけです。中には、歩けない、酸素マスクをつけているという児童生徒もいます。ちなみに私の娘は、先天性の中のレオパード症候群という病気を持っています。この1名というのは、私の娘の病気です。それから、例えば離島からどうしても通えない、親の仕事の都合などいろいろあって聾学校へ通えない難聴、聴覚障害の子供が沖縄県内に76名以外にたくさんいます。その子供たちの帰る場所、戻ってくる場所を私たちは残しておいてあげたいと思っています。それに卒業していった、社会に出て行った子供たちが自分の母校として戻ってこれる、悩みがあったら相談できる先生がいてという環境をどうしても残してあげたいと思っています。先ほども比嘉会長のほうからもありましたが、社会に出ていくと普通の人間でもいろいろ問題は起こります。まして聴覚障害の場合は、見えない障害、形にあらわれていない障害ということもあって、普通の人間にしか見えないところがあって、多分かなりの子供たちが社会へ出ていくと苦勞している部分があるんだろうなと思います。私自身、その苦勞がわかってあげられないので、これから子供が社会へ出ていって苦勞したときに、私は親としてそのときにまだ生きていられるかどうかわかりません。そうなったときに助けを求められる場所、子供がどうしても助けてほしいという場所が聾学校であってほしいなと思っております。

○真栄城守信補助者 ただ今の説明に対して補足いたします。今の説明を振り返ってみますと、併設問題抜きとして今の現状である聾学校の問題は何がありますかという問いかけだと理解しておりますが、そのことについて、私たち沖縄県聴覚障害児を持つ親の会というのはPTA会長の立場的と違いまして、普通学校に通っているお子さんたちの家族も結構入っています。聾学校へ通っている会員の方もいらっしゃいます。そのことを踏まえてお話ししたいと思えます。普通学校に行きますと、聴覚に障害を持った子供たちというのは現在、小学校のほうでは言語学級という学級と難聴学級という学級がそれぞれあります。中学校もそういうようにあります。ということは、幼、小、中という点に関しては保証されているんです。そのときに高等学校への進学を考えた場合に普通高等学校での特別支援教育、特別支援体制というシステムづくりがありませんのでここで進路を迷うんです。そのときにどのようなことをするかというと、聾学校へ行って体験入学したり、いろいろな情報を収集します。親子で考えて、選択していくわけです。その選択というのは普通の中学生と変わり

ません。そのときに聾学校を選択してくるわけですが、そのときに何を求めてくるかという情報保障や専門性を求めてくるのですが、先ほど冒頭で手紙がありました。1年生になって入学したということで手紙があったのですが、その中で皆さんはお気づきでしょうか。がっかりしたという言葉が出てきたと思います。私はそれを聞いて、この子は本当に思ったことを文章で書いてくれたなと思います。というのは、先ほどから併設という問題が出てきます。併設になったときに私たちの子供たちが求めているニーズというのはないんだよと。今、子供たちが何を求めているかという進学や就職ですが、よりいいところへ行きたいとか、よりいい学校、大学に入りたいというニーズがあります。それを学校側がどういように保証してくれているかということがすごく問題であって、そのことを切実に先ほどのお子さんは書いてきたわけです。確かに先生方は一生懸命に頑張っているらしいです。ただ、教員数が少ないとか、手話ができる先生方が少ない。人事異動に関してもそうです、今回、お話しされたように手話のできる先生、聾教育の免許を持った先生がどんどん出ていきます。こういう事態を直していくことが先決であって、私は併設は二の次だと思います。こういうことを充実、確立させて、子供たちの将来、教育を充実させていくことが私たちが求めているニーズです。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田正明委員 比嘉会長のお話を聞いて、手話は言語である、国民として言語を学ぶ権利がある。その言語を学ばなければ国民として社会でコミュニケーションをとって意思伝達ができないと、そういう面で先ほどの宣言にもあるように、これは国民として生きていく当然の権利であると、そういう前提として聾学校の特殊性という意味で考えてみますと、先ほど洲鎌さんが言われたことは僕も不勉強で非常にショックなのですが、やはり手話のできる先生が少ないというのは、比嘉会長の言っている前提からすると当然子供を教えるときに共通の言葉がわからないと教えられないのと一緒にということになるんですね。

○比嘉豪補助者 今社会の中ではいろいろな情報がいっぱい入ってきます。まちを歩いてもJRに乗っても、当たり前のことかもしれませんがいろいろなところでいろいろな情報が自然に入ってきます。しかし聴覚障害の場合は、そういういろいろな情報が聞いて入ってくるというわけではなかなかないのです。だからわからないわけです。目に見える形だとわかるのですが、言語で言いま

すと文字や字幕等そういう目に見える形で情報を習得するわけです。わかりやすく言いますと、小さいときから健常者の子供は自然に音が入ってきて言葉も入って勉強していくわけです。それからお父さんやお母さんの会話を聞いて自然に言葉を覚えるわけです。話し方もそうです。上下関係の話し方、同じ立場の方と話すときの話し方、年下に対しての話し方、それもすべて聞いて自然に学んでいき、そういう知識をふやしていくことができるわけです。テレビを見てもドラマを見ても一ドラマもいろいろありますようにそこでいろいろな話し方や考え方、また考え方がいろいろあるということも学んでいくことができるわけです。しかし聴覚障害者は、聞こえないためにそういう言葉を覚えることができないわけです。それにかかわって人間性をどう高めることができるかということなんですね。そういう面で手話を使うとか、文や文字など目で見ると、そこからいろいろな情報を習得していくということです。そういうところが健常者と違う面なのです。聞いて話すか見て学んでいくのかという違いがあるわけなんです。そういうかかわりで専門的な教育が必要になってくるわけです。それともう一つは、手話は長い間なかなか皆さんに理解されてこなかったわけです。昔は記号のような形で認識されていて、言語としては認めてもらえなかったわけです。そういう長い歴史があったので、それがやっと10年、20年前あたりから、手話は言語であるということが少しずつ認められるようになって、現在に至るわけです。2年前にやっと公的に認めてもらったということになります。しかし逆に言いますと、日本語という長い歴史の中で、その中でも教育方法とかいろいろ変わってきていますよね。ですから手話はこれから新しい教育が始まっていくということをおわかっていただきたいと思います。きちっとした言語として手話を認めていただいて、そういう説明ができるカリキュラムをつくっていただいて、教育していただきたいと思います。

○洲鎌八重子参考人 先ほどの説明に対してちょっと補足をさせていただきたいのですが、新学期の教室の様子等細かい部分を申し上げたいのですが、まず手話のできない先生が赴任した場合、聾学校の教室というのは黒板があって先生の立つ位置があって、子供たちが座る場所というのが、大体の距離があります。こんなに近ければ先生の立っている口元を見るのも、子供たちはこうやって見ないといけません。そのためある程度の広さの教室も必要です。今先生がおはようございますと教室に入ってきました。先生が一番最初に何をするかというと、ここにFMマイクというマイクをつけます。それを使って子供たちは先生の声を補聴器や人工内耳で拾います。先生と正面で話を聞いているときには、最初のころ子供たちは先生の口元を見て、唇が何を言っているかを拾いま

す。これで子供たちは読み取ります。これは小学部の高学年ぐらいになると個人差はありますが身について読み取ってきます。それと授業中になって先生が問題を書いたりとか、板書をするのに黒板の方を向いてしまったときに、マイクの音だけを頼りに子供たちは必死に聞きます。聞き取りたいと思って一生懸命聞きます。ましてや新任の先生は振り向いてしゃべっているときに口元を見せていないということに気づくのにかなり時間がかかります。子供たちとは正面で話をしないといけないというのが、まず聾学校の基本ではあるのですが、後ろを向いてしまったときには子供たちは聞こえない、見えない、そういうところから最初のうちは始まります。それが今の現状で、3学期終了するころに先生方がやっと子供たちとの日常会話、授業会話が手話でできるようにはなっています。

○真栄城守信補助者 県の聴覚障害児の教育に対する考え方がわかる簡単なエピソードがあります。去年の教職員採用試験において、聴覚に障害を持った女の方が合格しました。今はまだ補欠で待っているのですが、この方が補充で教壇に立っているんですよ。そのときに県の考えていることは、聾学校に補充のあきがあるにもかかわらず、普通学校に回そうかなという考えでいるみたいです。そういう認識でしかないということをお聞かしております。

○前田政明委員 午前中は盲学校の方々の話を聞きましたが、本当に勉強になったというか、基本的なところを教えてくださいました。きょう僕が当たり前のことを言われて初めて気がついたこととしては、確かに子供たちは普通赤ん坊のころから音を聞いていますよね。それが今言われたようにそれができないと。言葉があるということもわからないということですよ。言葉というのが人間のコミュニケーションの重要な手段なんだと、それがほかの動物と違う人類の歴史ですよ。そういう面での大事どころが、自分の言葉、自分の父や母の言葉がわからない、言葉そのものがあるのがわからないのを教えるということですよ。午前中の盲学校の方々は指先で空間をつくっていくと。だけど皆さんの場合は空間は見えると。それを伝える音、そしてお父さんお母さんの音そのものがわからないという流れの中で、教育というのは人間としての生きる第一歩ですよ。やはりそこを切り開いてきているという面では、そういう志のある方が学校をつくってきたわけですよ。そういう面では今話を聞いていてなるほどなど。そこを切り開くことがわからないと、この問題の原点がわからないということをお聞かしております。

○真栄城守信補助者 今の御質疑ですが、今おっしゃったように物の名前、言葉とかすごい苦勞をして教えていくわけです。そういう環境をお父さんお母さん方は小さいころからやっています。幼稚園、それ以下で、遊びたい時期に拘束してまで、一対一で言葉やものの名前を教えていきます。そういう環境がすごく大事だと。聾学校は49年という歴史があって、そういうことを培ってきた学校であるわけです。その学校が併設になることによって、今の学習環境が壊されることがないことを切に願いたいと思います。子供たちのニーズは本当に何なのか、今ある学習環境を壊さないで、さらに専門性を持たせ教員の質も上げて、全国に誇れる学校にしていくのが沖縄県としての方向性ではないかと思います。

○前田政明委員 私は洲鎌さんや大濱さんが言われている趣旨が、なるほどなと思って今反省しているのですが、子供は人工内耳が入っているがどういう音を聞いているかわからないと。しかしその中で家でもいろいろトラブルもあると。親だけその子の音がどんなふうになっているかわからないということでしたよね。そういう面ではそのこのところの親の気持ちとしても、だからこそ自分たちの要求は、今会長も言われましたが、今の聾学校を単独校でもっと充実させて、手話が全部わかる充実した学校にすることが、併設よりもっと優先すべきだということをお願いしたいわけですよ。

○洲鎌八重子参考人 今前田委員からありましたが、私の娘は人工内耳というものを琉球大学医学部のほうで4歳のときにやりました。人工内耳というのは、頭の中の耳の部分をはがして、耳の中に一般に言うかたつむりという、蝸牛というものがあります。その中にうちの娘の場合は24個のとても細い電極を蝸牛の中に入れる手術をしました。ここにこれくらいの機械を埋め込みます。そこに磁石で送信コイルというものをぴたっとくっつけて、体の腰や胸にラジオ型の機械を持って、それから音を拾って耳の中に入って音を聞いています。今委員がおっしゃってくださった家庭内でのめめごとの一つに、実演させていただきますが、この音です。(音を鳴らす)。この音を私の姉妹が何げに机でやっている。聴覚障害の娘はうるさいと言います。この音は、私たちにはこの音にしか聞こえませんが、その子には何十倍にもなって頭の中に入っているわけです。娘の名前を呼ぶのと違う、例えば貧乏揺すりをやられるとちょっといらっとしますよね、それと一緒に子供たちには断続的な音というのがとても耳ざわりで、頭の中に入ってきて困る音なんです。はっきり申し上げられないのですが、併

設校になった場合のことを考えると、例えば校舎は離れているとしても音楽が流されたり、向こうでワーワーキャーキャーやっている音があれば、子供たちの耳にはよっぽどの建物内の遮断がない限り、ほとんどと言っていいほど音は入ってきます。そういった音のために子供たちの勉強や行動に障害があってはいけないなと思っております。

○前田政明委員 大濱さんにお聞きしたいのですが、子供たちが意思表示をしたときに、先生やほかの人たちがわからないと。そういう意思が自由に伝わるべきところで、子供の立場に立ったら耐えられないと。子供たちの意思や人格形成、生きる力をこの聾学校で身につけてもらったということで、繰り返しになりますが、親の立場から今の併設校の中でいくと、さっき言った心配のことが出てきて、子供の意思が伝わらないような場面がいっぱい出てくる。そういう状況は絶対つくってはいけないということですよ。その辺をもう少し詳しくお願いします。

○大濱美和補助者 先ほどお話ししたとおりなのですが、子供が小さいので伝わらないことをまだ苦にしていらないんですね。本人はそんなに問題にしていらないんです。わからなければそれで終わって、本人はそれでいいと思っている。はたから見ていて会話するから新しいことや言葉を覚えたり、人のことを聞いて自分を知ったりとか、普通の子が二、三歳で生活の中でやっているようなことも、1個1個わざとつくってあげないとできなかつたりとか、当然会話にも入ってきませんから、家族がしている会話がこの子には入ってこないの、テレビを見ていても何を笑っているのかわからないんです。だけど家族が笑っているときとおもしろいんだろうと思ってテレビを見て笑うんですね。一緒に笑いたいんだと思うのですが、何がおもしろいのって聞くから、テレビの中のことを説明するんだけど、おかしいのは背景がいろいろあったり、その間や空気がおかしかったりとかするんだけど、私の手話がまだまだ未熟なせいもあるのですが、伝えられないんですよ。子供にとって決しておもしろい話ではないんです。だけど笑うんです。いやおかしくないけどなと思いつつ。まだまだこの程度なんですね。まだ小さいせいもありますし、自分の障害も正直言って気づいていないと思います。自分だけ家族の中で補聴器をつけていることに疑問ももっていないようですし、聞こえないことの意味もまだちょっと勘違いしている部分があって、赤ちゃんが寝ていて、騒いだらだめだよ静かにするよと言ったら、この子は補聴器を外したんですよ。自分が静かだから周りも静かになると思うみたいで、まだ気づいていないんだと思って。いつかどうして自

分だけつけているのと聞かれることもあるかもしれないのですが、私が説明してあげられる部分はやはり限度があるし、きっと学校のお兄ちゃんお姉ちゃんたちを見ながら自分のできることやできないこととか、悩んだりとか、相談しても私よりはきっと先輩のところに行くんだろうなと思うんですが、そういうコミュニケーションが伝わる喜びとか、伝わらない悔しさとか、伝えてもらえない自分だけわからないいらいらとか、そういうのがまだわかっていないのです。私がしむけてやっとなという状態なので、そういう場面も大事にしたいし、表面はきれいですよね、お互いに譲りあって支え合ってと。だけど本人がまだ理解していないものを、ほかの障害をこの子はどう見るのかなとか。まず自分がどういう場所においてそういうことができるのかとか、そういうのが先だと思うので、一緒になることの問題はたくさんあると思います。

○洲鎌八重子参考人 ちょっとだけ補足させてください。今大濱さんが申しましたように、家族の中でもたった一人聴覚障害だったりした場合、今テレビの話題が出ましたが、家族の中でそれ一つをとっても難しいわけです。それで子供は聾学校へ行って、先生や友達と手話で話をし、唇を読んで子供同士で話をする。幼児部から高等部までいて、お兄さんお姉さん、弟、妹もいてという中で子供たちは生き生きしているわけです。もしかすると家にいて親と一緒にいるよりも生き生きしていると思います。自慢になって申し訳ないのですが、私の娘はとても体が小さくて弱く、先ほども申したように名前もわからないような病気があってとても体が小さいのですが、この6年間で休んだのが2日くらいしかないんですね。それくらいとても学校が好きで、ちょっと熱があるから学校を休もうねと言うと、いや学校へ行くと、そうすると治って帰ってくるわけです。それくらい子供たちは家庭にはないくらい安らぎ、安心の場を学校に求めているのです。

○前田政明委員 ありがとうございます。先ほど知的養護のところに行かれて、また聾学校に来られた先生からありましたが、改めて今話を聞いてやはり現場の教諭の立場からも先ほどから言っていた併設どころじゃなくて、もっと今言われているような専門性をそれぞれの教師が生かせるようなそういう県の教育委員会の本当の意味での特別支援というのを一人一人の子供たちがみずから生きていく力を身につけて、本当に人間として生きていてよかったと言える素地を早目に系統的にやっついていかなければならぬということですよ。そういう意味で出会いということ。そこが非常に大事なところだと言うことで、そのかけがえのないものはそれなりの単独の意味があるということ

ですが、最後にそのこのところをもう一度聞いて終わります。

○船越裕輝補助者 先ほどからお母さんたちが言われていますように、やはり我々の専門性というのは何だろうといろいろ話をします、職員間で。やはり一つは私たちの手話力向上が大切だろう、私たちも手話はわからないで入ってきますし、そのために実は私も高等部の生徒から教えていただいたりとか、1年目の7月までの1学期はとても大変でした。できれば避けたいですよ、違う言語を覚えるようなものですから。でも避けては通れないということで私は一生懸命やりました。また、学校には聞こえない先生が2人いまして、その先生から教えていただいたり、手話辞典を一生懸命調べたりして覚えました。私たちの手話力というのは、それでもまだまだ足りないんですね。私は6年いますけれども、まだまだです。それがまず1つと。手話か口話かという話が昔あったんですけれども、それではなくて両方になったということで、やはり普通の人と話をするときには口話の方がもちろん通じやすいですし、それを無理してやる必要もないんですけれども、両方やってほしいなという我々教師の思いがあります。

あともう一つは、学習指導の問題ということで、この子たちは普通の子供たちのような学習では頭に入っていないわけですよ。要するに視覚的にどう工夫するか、ばんばんいろんな資料を出しながら、それをすぐ黒板を消すのではなくて紙に書いて張って、それをしばらく張っておいておくとか、後で見えて思い出してもらうとか、教科指導の問題。さっき言いましたように言葉の学習の問題、手話で支えるとか、手伝うとかというのは全部同じ手話なんですよ。それで支える、手伝うという手話は言葉がわからないと言いますか、文章を読んだときに支える、手伝うというのが同じ意味なんだということを知るようにする、一つ一つ丁寧に教えていくというのがまた私たちの使命だと思っております。それから、知的障害の子供が入ってきた場合、自分自身の障害認識をどうするかということで、私たちも小学校高学年くらいから、お母さんは何で僕を産んだのかということを行う子供も中には出てきます。そういったのには丁寧に親も含めて話していくというのが必要だと思います。それに加えて知的障害の子供たちはどういう状況なのかということをも説明していくんですけれども、それが本当に可能なのかということは懸念されています。

○前田政明委員 きょう、参考人としておいでいただいて、皆さんのお気持ちと言いますか非常に原点を私も勉強不足で非常によく理解が深まったと思います。そういう面では、やはり単独校でなければならない。かけがえのないこの

宝物を失ってはならないし、もっと今言われたように教育内容を充実していく、そのことによって子供たちの展望と言いますか、それなりの学力を身につけて、また志も広くできる。それを保障するのが国、我々地方自治体の責任だと思いました。そういう意味で、皆さんが頑張っていることが一つ一つそういう面で子供たちの未来を切り開いていく。きょうは学校の現場の先生、それから父母PTAの皆さんを含め、また卒業された会長さんを含めて、非常に基本的な点を教えていただきまして、大変参考になりました。そういう面ではお聞きしていて非常に理にかなっている、道理にかなっている、そういう面ではぜひ皆さんの陳情の趣旨が生かされなければいけないなど実感しました。ありがとうございました。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 きょうは本当にお忙しいところお越しいただいてありがとうございます。午前中は視覚障害者の方からお話を伺いました。午後は聴覚障害者の皆さんのお話を聞いています。それで、教育庁が今進めようとしている併設校がいかに理にかなっていないということがよくわかりました。そして、本当に視覚障害者の方もそうでしたけれども、小さいときからこの障害をどう乗り越えていくかということで、本当に大変な御苦勞があるということがよくわかります。そして、聴覚障害者のことと言うならば、手話がコミュニケーションの基本ですよ。これは御家族の中でも大変な状況の中でやっていらっしゃる。ましてや子供たちを教育する学校ですから、それはもうしっかりやっていかななくてはいけない。私も教員をしていたんですが、たまたま障害児学校には行ってないんですけども、その中で、教員の質を上げていくべきだという話がありましたよね。例えば聾学校で言うならば手話は、入って1年くらいしてやっとコミュニケーションができるという話を聞いたときに、やはり3年から5年で変わっていきますよね、そのあり方自体が問われなくてはいけないなという思いでいるんですが、現場の先生も来ていますので、そのあたりのお気持ちをお聞きしておきたいのですが。

○船越裕輝補助者 私どもは5年で調書を出さないといけないんですね。5年以上が対象だということで。新規採用の方は3年目を終わりますと調書を出さないといけない。もちろん留任希望というのも可能なんです。留任希望だけ書いて、留任だけじゃだめで、行けそうな学校を書きなさいということで、書く

わけですよ。第2希望、第3希望を書いて、それが希望どおりいくのかどうかはわからないですけども、私はたまたま5年目に書いたときに留任と書いたものですから留任されました。ということで、一番の問題は私が所属している小学部の話なんですけれども、教員が14名いまして、補充の先生も含めて6名が今度転勤の対象ということで、大体4名から5名転勤していくんですが、そういった入れかわりが激しい中で、引き継ぎというのがまた難しくなっていくのではないかと。なかなか文書だけで引き継ぎというのは難しいですよ。それと私が今まで築き上げてきたものと言いますか、そういったのをしっかり引き継いでいけないという問題点があるなと思っています。

○洲鎌八重子参考人 先ほども申しましたが、聾教育の免許を持っている先生が、聾教育の免許をどこで発揮するのでしょうか。聾学校でしか使えないものだと思います。ましてこれも先ほど申しましたが、県立沖縄ろう学校に勤めていながら琉球大学のほうへ行って生徒に教える講師の役もするくらい、聾教育の専門性というのが沖縄にはありません。私たちの担任の先生は12年間聾学校にいてくださいました。でもいろいろ規則があるらしくこの3月で転勤されるのですが、そういった先生をきちんと残してくれないで、県が言っている専門性は保つ、どこが保てるのでしょうか。その辺がとても疑問です。

○狩俣信子委員 そういうことを考えるとやはり人事のあり方について、保護者と教育庁が一度要望書などを出して要求していくことも大事なかと、私は今聞いていて思うのですが、どうでしょうか。

○洲鎌八重子参考人 そういう要望を出して聞いていただけるものであればどんどんやっていきたいと思います。

○狩俣信子委員 せっかく手話を学んでも5年で転勤していくということは、専門性の面からするとこれは問題だし、新しく来た方も1年くらいかかるということはその間子供たちの教育についてどうなのかなと、別の心配もあるわけで、これはとても大事な部分だと思います。やはり教育庁に要望書を出して専門性の確保という面からしっかりやらなくちゃいけないと私は今聞いて思っております。それからさっきおっしゃった併設は二の次ですよ。今の話を聞いていたら、まず現場の子供たちの教育環境の保障とかが先なんですよね。だからそこで併設なんていうのは本当に大変なことだと思って聞きまして、それでちょっと確認したいのですが、小中学校には言語学級と難聴学級というのがあ

るということでしたね。それはそこで学んでいる子供たちは高等部になると聾学校に来るということですか。

○真栄城守信補助者 普通学校に通っていて、小学校にある言語学級が26学級、難聴学級が5学級、中学校だと言語学級が5学級、難聴学級が17学級あります。このクラス分けですが言語学級というのは吃音やどもりなど言語に問題がある子供たちをすべて見ましようというもので、難聴学級というのは聴覚に障害を持った子供たちが通う学級ということになります。これが高等学校になるとすべて聾学校に行くかということはありません。というのはやはり高校、大学進学までいろいろ考えているお子さんたちがいますので自分の好きな学校に行きたい、思春期ですので必ず聾学校に行きなさいということは強制できないのです。仲のいい子供たちが行くから自分もこの学校に行くんだと選んでいく方々もいます。中には聾学校を選択する子もいます。うちの子は中学校まで普通学校へ行きました。高等学校へ進学になるときにいろいろ相談しまして、この子のための学習環境を考えると聾学校がいろいろという結論で行きました。今年2年生に上がる子供たちは、普通学校からそれぞれの目的を持って四、五名来ました。手紙を書いた平良さんというお子さんは、進学を目指してマンツーマンで授業を受けている格好です。うちの子は四、五名のクラスで授業を受けているのですが、ここに問題があるんです。先ほども言ったように併設は二の次ですよというのはこの学習保障の中でどういう教育をやっていくかという、僕はつぶさに見ていませんが家内から話を聞きますと物すごく不満があると。もっと物を申したいというくらい学習環境の保障がされていないという実情があります。ちょっと話がそれるのですが、特別支援教育というのは僕は普通の高等学校へ行っても本当はあるべきだろうと、高等学校でやっちゃいけないということで国の制限はないんです。本来ならば普通高等学校へ行っても障害を持った子供たちにとっての何らかの措置があるべきじゃないかと考えております。国が考える特別支援教育というのは本当はもっと幅が広いものじゃないかと僕は理解しています。

○比嘉豪補助者 今の聾学校にははっきり言って魅力がないんですよね。もっと前々からそう思っていました、校長先生を初め教育委員会とか意見交換する場を要望して出しても、なかなかそういう場をつくっていただけない。そこに問題があると思います。聞こえない方の選択肢があるのも当然で、将来に向けて大学や専門学校に行きたいとか、自分の欲しい資格が取りたいがための進路を選ぶというのは聞こえなくても当然あると思います。ですが聾学校に入っ

てきちっとそういう選択をできる学習保障ができるのかという問題があるわけです。実際に耳が聞こえない子供たちが学校に入って、やはり限度を感じて壁にぶつかってコミュニケーションができない、理解がもらえない、情報保障ができないということで中に溶け込めないということで苦しんで普通学校に通う子供たちもいます。そこに溶け込めないという大きな難しい問題があるわけです。そういう壁にぶつかってまた聾学校に戻ってくるのですが、聴覚障害に対して理解がどこにあるかというやはり聾学校だからそこに戻ってくるわけです。ですから子供たちに合わせた学習保障を見つけていただきたいのです。何度も言いますが手話のように目で見える形の学習保障があってやっとな自分のコミュニケーションを獲得できるわけです。そのあたりをきちっと保障して行ってほしいと思います。もう一つは今聞こえない人たちが大学に入るというケースもふえてきています。それもコミュニケーション、情報保障のためにまだまだない状況なのですが、この前新聞に載っていましたが、ノートテイクという要約筆記の方法で初めて大学で勉強することができるわけです。でもそれもボランティアという形をとっているわけです。そういうのもちょっとおかしいですよ。耳の聞こえない方が大学に入ってもきちっと勉強できるサポートや制度をつくってほしい。例えば通訳を派遣するとか要約筆記を配置するとかそういう状況をやってほしい。ボランティアではすべて解決できない。それで本当にいいんだろうかという問題があると思います。その辺を皆さんも一緒に考えていただきたいと思います。

○狩俣信子委員 今の比嘉さんのお話はすごくいい指摘ですね。ボランティアでは解決ではないんですよね。制度として公的に保証してちゃんとサポートできる制度がやはり聴覚障害者の皆さんに対する保証として国がやらないといけな。本当におっしゃるとおりだと思っています。それで私がちょっと気になるのは、離島から通えない子がいらっしゃることなんですが、離島で週1回帰ってくる。この間手話とかは離島の学校でどなたが担当するのですか。そういうのはわかりませんか。

○我喜屋健補助者 以前宮古島から来て小学校6年生に寄宿舎で1日体験で入所しましたが、やはりそこで生活が合わなくてしっかり口話、また筆談できるか、そういうこともできなかったのですぐ宮古島に帰ってしまいました。しばらくの間3年間手話も全くわからないまま戻ってきて、口話だけで生活してきた筆談もなかなかできない状況でした。高校1年生からきちっとやれば筆談も手話もできるように表情も明るくなって戻ってきたのですが、お母さんがいろ

いろサポートしてくれて、宮古島から連れてきて高校から入ったというケースもあります。

○狩俣信子委員 いかにか小さいときから専門的に教育をしていくかという大切さが今のお話でよくわかりました。実は私たちも問題があると思うんだけど、私も手話ができません。ここの場所にいる私たちで手話ができる人は何名いるんだろうと。専門的に訓練を受けた方はもちろんそうなんですけど、それを考えたときに地域の中でもやはりこの問題は大きいなと。道で肩をたたかれて聞かれたって、手話で聞かれたら私たちも答えようがないんですね。手話の教育が本来ならば日常のちょっとした会話ぐらいはできなくてはいけない。ノーマライゼーション、共生の社会というならば、それが必要なんだなということを実感として持ちました。視覚障害の教育もさることながら、聴覚障害の皆さんへの教育についてももっと根本から私たちも考えていかなくてはならないと痛感しております。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。
兼城賢次委員。

○兼城賢次委員 きょうの陳情の趣旨は単独型か併設型かということですが、障害者教育関係者が私の身近にもいるのですが、なかなかこういうきょうのお話も知り得ませんでした。1つびっくりしたのが、手話が言語であるということを確認して説明されておりましたが、それと関係しまして先生方で手話のできる先生方が異動がある。言語ですから、しばらく転勤して手話を使わなかったときにやはり忘れるものですか、それとも身についたものですか。

○洲鎌八重子参考人 私は聴覚障害児の親を12年やっており、PTA会長というお仕事を引き受けて2年になりますが、入学式、卒業式に祝辞などを述べる機会があります。そのときにA4紙1枚の文章の手話を覚えるのに必死です。それくらい手話というものは難しく大変です。まして言葉をしゃべりながら手も一緒に動かす。とてもじゃないけど私には難しいです。それを子供たちは小さいうちから身につけて会話をし、生活していきます。例えば3年たったら、5年たったら手話を忘れてしまうか。確かに使わなければかなり忘れるだろうなとは思いますが。手話通訳者の方々のように毎日手話を使っていてやっていらっしゃる方は毎日ですから忘れることはないと思うのですが、例えば先生が手話を使って授業をしていて、転勤になって5年後に戻ってきたらそのとき同じ

ように手話を使って授業をできるかといったら、100パーセントはないと思います。それくらい手話というものは言語というだけあって難しいものです。

○比嘉豪補助者 手話は言語であるという見方ですと英語と同じなんですよね。もちろん英語を毎日話すと覚えられますよね。それと同じです。そういう意味で手話が言語であるという意味もわかっていただきたいと思います。

○前島明男委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 質疑なしと認めます。

以上で、洲鎌八恵子参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

洲鎌八恵子参考人、補助者の比嘉豪さん、真栄城守信さん、船越裕輝さん、我喜屋健さん、大濱美和さんありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人退室)

○前島明男委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議する。)

○前島明男委員長 再開いたします。

これより、議案等の採決を行います。

まず初めに、乙第12号議案沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の採決

を行います、その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で亡くなるまで年金から天引きと、介護保険制度の根幹であります無差別医療の原則と言いますか、保険手帳1つでひとしく受けるというのが定額制、月6000円以内の原則の医療しか受けられないというところでもない中身などがありますので反対ですが、詳しくは本会議で討論いたします。

○前島明男委員長 ほかにありませんか。

(「意見なし」呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第12号議案沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○前島明男委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第12号議案については原案のとおり可決と裁決いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います、その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 県立看護学校については、沖縄県医師会を初め県議会でも県立で存続すべきだという決議を何度かやってきました。それを踏みにじて民間に移譲するという前提で40%を超える大幅な授業料の値上げで、今、格差と

貧困が広がる中で多様な選択として公立で看護師を目指している方々に道を狭めるということに対しては、私どもとしては同意できませんので反対いたします。

○前島明男委員長 ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第13号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○前島明男委員長 挙手多数であります。

よって、乙第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第15号議案沖縄県国民健康保険調整交付基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 この条例案も後期高齢者医療制度の制定に伴う関連ですので、私どもは反対です。

○前島明男委員長 ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第15号議案沖縄県国民健康保険調整交付基金条例の一部を改正す

る条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○前島明男委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第15号議案については原案のとおり可決と裁決いたします。

次に、乙第18号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 知事の公約であります30人学級は質疑の中でも具体的な前提である立場が非常にあいまいです。そういう面で本来でしたら30人学級をやるという前提ではこのような定数削減にはならないと思いますので、私たちは30人学級の実現を公約として求める立場から、この案には反対いたします。

○前島明男委員長 ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第18号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○前島明男委員長 挙手多数であります。

よって、乙第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の条例議案5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第19号議案及び乙第20号議案の条例議案5件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第24号議案損害賠償額の決定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○前島明男委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情5件とお手元に配付してあります所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど、採択した陳情第8号国民医療を守る沖縄県民集会決議事項の意見書提出を求める陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出及び文案調整について協議した結果、意見書を提出すること、文案は案のとおりとすることなどについて意見の一致を見た。)

○前島明男委員長 再開いたします。

議員提出議案としての国民医療を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 前 島 明 男